

九州大学探検部五木村洞窟合宿における死亡事故について  
—原因究明及び再発防止のための報告書—

平成 30 年 3 月 30 日

国立大学法人九州大学 五木村における探検部事故調査委員会

はじめに

国立大学法人九州大学（以下「九州大学」）工学部 1 年生の藤井照夫君が、九州大学探検部（以下「探検部」という）の五木村合宿中の平成 29 年 10 月 6 日、熊本県球磨郡五木村の九折瀬洞（つづらせどう）洞口下流の川辺川で死亡する事故が発生した。

総長の指示のもとでただちに危機管理担当の理事・副学長を委員長として「五木村における探検部事故調査委員会（以下「大学調査委員会」という）を設置して調査方針等を検討し、10 月 11 日には第 1 回大学調査委員会を開催した。委員には教育担当理事・副学長、総務担当理事、ワンダーフォーゲル部顧問や医師などの学内関係者に加えて、他大学の山岳部やワンダーフォーゲル部の顧問や法律の専門家、さらには日本山岳ガイド協会推薦の常務理事に参画頂いた。同理事には専門家の立場からの現地調査も依頼した。

九州大学学生団体の公認に関する要項（平成 24 年 2 月 9 日学生委員会議決）によれば、学生団体は「活動が本学学生の自主的・主体的な運営によって行われていること」が要件の一つとされていることから、探検部には、自主的・主体的に事故原因を調査・検証し、今後の安全対策や安全管理の方針を示すことが求められる。探検部は、大学調査委員会のこの考えのもとで、九州大学探検部五木村合宿事故調査委員会（以下「探検部調査委員会」という）を設置した。一方で探検部部員や顧問は九州大学の構成員であることから、大学調査委員会は、探検部調査委員会の調査状況について必要な助言等を行いながら注視し、探検部調査委員会の報告書を精査して助言や指導を行うこととした。

九州大学では、大学調査委員会の調査と並行して、学務部が中心となって既存の「課外活動における安全対策について」の改訂を進めており、その成果物である「課外活動における安全対策マニュアル」を本報告書にも添付している。

本報告書は次の大項目から構成されている。

1. 大学調査委員会の任務と構成について ( 2 頁)
2. 探検部調査委員会中間報告書への対応 ( 3 頁)
3. 探検部調査委員会最終報告書（案）への対応 ( 7 頁)
4. 大学調査委員会からの要望 ( 9 頁)
5. 結論 (11 頁)
6. 大学調査委員会の調査結果の報告と公表 (12 頁)
7. 終わりに (12 頁)

## 1. 五木村における探検部事故調査委員会（以下「大学調査委員会」という）の任務と構成

### （1）任務

今回の事故は学生団体の一つである探検部の課外活動中に発生した。学生団体の活動は本学学生の自主的・主体的な運営によって行われており、当該団体には自ら課外活動の安全管理について統括することが課せられている。したがって探検部には、自主的・主体的に事故原因を調査・検証し、今後の安全対策や安全管理の方針を示すことが求められる。探検部は、大学調査委員会のこの考えのもとで、九州大学探検部五木村合宿事故調査委員会（以下「探検部調査委員会」という）を設置した。

一方で探検部の部員や顧問は九州大学の構成員であることから、九州大学には探検部が事故原因の調査や検証を適切かつ確実にやっているか、またその調査や検証結果に基づいて万全な安全対策や安全管理の方策が立てられているかなどを監督することが求められる。このような状況から、総長裁定（資料1）によって、大学調査委員会は

- 1) 探検部調査委員会が作成する調査報告書の精査に関すること。
- 2) 課外活動における安全対策の改善に関すること。
- 3) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。
- 4) 委員会は、審議結果等について、速やかに総長へ報告するものとする。

の業務を担うとされた。

1) に関しては、探検部調査委員会の調査について必要な助言等を行いながらその状況を注視し、探検部調査委員会の報告書を精査して助言や指導を行うこととした。具体的には次のようなものである。

- ① 探検部調査委員会に文書及び口頭にて、調査報告書（事故前、事故当時、事故後の経緯・状況、事故原因の調査、合宿計画書・安全対策・緊急時対策マニュアルの検証、今後の安全対策と管理への提言などを含む）を提出するよう求める（資料4）。
- ② 探検部調査委員会からの報告書の精査とその内容についてのヒアリングを行い、必要な場合には更なる調査や報告書の内容の改善等を指示する。
- ③ 探検部調査委員会から最終報告書を受理したのち、大学調査委員会が作成する文書を加えて、大学調査委員会の報告書を作成する。

2) に関しては、教育担当理事・副学長及び学務部に対して以下を要請した。

- ① 野外等における活動についての緊急の注意喚起をする（資料5）。
- ② 野外等における課外活動についての緊急の注意喚起をする（資料6）。
- ③ 課外活動における安全対策マニュアルを整備する。成果物は大学調査委員会の報告書に添付するとともに、学外にも公表する。

3) に関しては、

- ① 探検部調査委員会からの支援や要望などへの対応を行う。
- ② ご遺族への調査の進捗状況や調査内容の報告を行う。
- ③ ご遺族からの大学調査委員会及び大学への要望や意見などへの対応を行う。

などである。

4) に関しては、

- ① 両調査委員会の調査の状況、ご遺族への調査報告や対応の状況などを逐次報告する。
- ② 報告時に受けた総長の指示を両調査委員会に伝達する。

などである。

#### (2) 構成

総長裁定にしたがって表(資料2)のとおりとした。

- ① 理事のうちから総長が指名する者  
危機管理担当理事・副学長(委員長)、教育担当理事・副学長、総務担当理事
- ② 本学教員のうちから総長が指名する者  
ワンダーフォーゲル部顧問教授、九州大学病院医療安全管理部教授(医師)
- ③ 総務部長
- ④ 学務部長
- ⑤ 弁護士
- ⑥ その他委員会が必要と認めた者

本学以外の大学の課外活動顧問、山岳等での活動の専門家

このうち、⑤は福岡県弁護士会弁護士推薦委員会から推薦を受けた者、⑥は探検部と類似の課外活動を行う他大学の学生団体の顧問等で本学の探検部に在籍経験がない者、川を含む山岳等での活動実績・指導実績が豊富で現地調査の担当が可能であるとして日本山岳ガイド協会からの推薦を受けた者とした。

なお大学調査委員会は探検部調査委員会に、透明性や公平性を担保するには外部委員の追加が必要であるとして、本学の総合科目の実施期間中の平成28年9月に、鹿児島県熊毛郡屋久島町安房川で発生した学生の死亡事故を調査した「屋久島フィールドワーク学生事故調査委員会」委員であった弁護士と、他大学学生団体顧問教員2名を推薦した。

## 2. 探検部調査委員会中間報告書への対応

探検部調査委員会委員長から大学調査委員会委員長あてに、10月28日～29日現地調査報告書(速報)、11月11日～12日ご遺族の現地献花報告書、11月12日付調査報告書などが提出され、その都度、両委員会委員長と担当事務部とで意見交換を行った。その後、12月4日に九州大学探検部五木村合宿事故調査中間報告書(11月30日付)(以下「中間報告書」という)が提出された。

#### (1) 第2回大学調査委員会(12月13日)

この中間報告書を大学調査委員会委員全員が精査して、およそ120項目にわたる質問事項や意見などを文書で探検部調査委員会に指摘した。12月13日開催の第2回大学調査委員会では、探検部調査委員会委員長から中間報告書の概要の説明があり、中間報告書に対する質問や意見に対する回答や対応の説明があった。またその場でも大学調査委員会委員か

ら更なる質問もあった。以下に、大学調査委員会の文書による指摘と 12 月 13 日委員会での質問等の概要を示す。なお、次節（2）大学調査委員会の現地調査によって、合宿者に確認すべき事項と指摘されたものも以下の概要に含まれている。

① 探検部活動について

部の構成、普段の部全体及びグループ単位での活動、藤井君の活動、部員の健康状態のチェック、部員の技量についての共通認識、活動記録の不備など。

② 部員の役割等について

チーフリーダー（CL）やサブリーダー（SL）の基準や要件とその規定の有無、今回の CL と SL の選出状況と経験ならびに当人達の役割認識、事故など想定される事態への役割分担のシミュレーション、活動への参加条件など。

③ 合宿計画の立案と査定について

計画書の不備（地図がない、アプローチルートが記されていない、ライフジャケットの着用の可否の判断がない等）、査定の過程と議論の内容の不記載、安全対策に関する過去の事例の検討、CL と部員間での問題点や疑問点に関する議論、計画ルートの下調べと危険度の想定、査定会議への 4 年生や OB の参加の有無、上級生 3 名の入洞履歴、水深や流れの速さに関する情報の取得状況、洞口までの往復行程への重点の置き具合、CL の参加者の体力・技術力・水泳能力の査定時における把握の程度、ライフジャケット無しでの渡渉の可否、査定の遅延の理由、全体及び個人が活動時に計画書通りに装備を持参していたか否か、靴や服装は適切か、履物・インナーウェアなどの素材、過去のケイビングでのライフジャケットの携帯状況、ザイルやハーネスを使った訓練の有無、前日・当日の食事や水分補給などの栄養状態、バラバラの朝食・夕食が安全管理不足の兆し、部員間のコミュニケーションの状況など。

④ 顧問の合宿計画の承認について

承認前に計画された場所の顧問教員の探検経験の有無、CL は参加する 1 回生の経験の有無や安全対策講習受講の状況を把握したかの確認の有無、顧問教員と CL との面談の基本方針の有無、想定される事故のシミュレーションの有無、CL との面談が遅れたことへの対応、A 君を CL として了承したことへの問題の有無、探検部祖母山ウルシワ谷沢登り事故報告書についての顧問教員の認識など。

⑤ 事故発生以前の行動と状況について

左岸道路ではなく 2 度の渡渉のある遠回りの往路を選んだ理由、往路と同じルートを復路で選ばなかった理由、これまでの探検部活動における渡渉を含む活動の有無、渡渉等に関して危険を感じずに歩いて渡れる範囲と判断した根拠、往路での左岸岩場ルート of 危険性の認識、洞窟直前でのアプローチ変更の理由など。

⑥ 事故発生までの行動と状況について

往路と異なるルートを探索することになった理由、CL は自身が渡った中州から右岸に渡るルートは全員が渡りきれると判断したのか、CL の渡渉の経験、中州から左岸への再渡

渉の状況とパーティ分断の経緯と状況、S Lの着替えの場所と状況、S LとADの距離、左岸川岸の移動の状況の詳細、C Lが藤井君の遭難時に左岸に戻らなかった理由、C Lが藤井君を救助できた可能性の検証、C Lはどの時点で救助は無理だと判断したか、C Lが浮力体とした物、ペットボトルの容量とロープ使用の有無、C L・S L・ADがバラバラの行動をとった理由の確認、C Lが右岸に渡ったあとのC Lのチームへの指示・行動・注視状況、A DがS Lを残して出発した理由、A Dが後続と距離が離れたとの認識の有無、A Dが後続と距離が離れた理由など。

#### ⑦ 事故原因の検証について

合宿計画の立案・査定のシステムの不備、救命胴衣着用までを見越した安全対策の不備、危機管理の基本の欠如、過去の安全対策の検証も必要、事故後の連絡の迅速化に偏った危機管理意識、死亡を回避するという危機管理意識の欠如、顧問と参加者全員による事前ミーティングの有無、C Lと顧問だけの事前相談では不十分、探検活動における危機管理能力の醸成システムが不十分、2004年の祖母山ウルシワ谷における遭難事故後最悪の事態を想定した議論が尽くされないまま活動開始に至った可能性、カヤック合宿時の安全対策「活動終了後は絶対に川に入らない」の順守の状況、6月23日五木村洞窟探検合宿活動中止の経緯と最終判断者、探検部全員の探検経験不足が根底、パーティを組織する中での個人の役割の明確化がなされていないなど。

#### ⑧ 事故防止のための安全・危機管理対策について

専門的に指導する者が配置できなければ活動の再開はすべきでない、探検部部員は人生を冒険・探検にかける冒険家・探検家とは目指すものが異なることを認識すべき、1人の死亡者も後遺障害に苦しむ者さえも出さないことが活動の大前提、可能な探検の範囲は大きく制限することもありうることの許容、これまでに溺れかけた事例や溺れたが助けられたという事例の有無、これまでの活動でインシデントやアクシデントがあれば記述すべき、「正常化の偏見」<sup>1</sup>はなかったか、これまでヒヤリ・ハット事例はなかったかなど。

#### ⑨ その他

救急車で搬送中に、C君に「藤井君の気道にチューブをいれる確認を求め」C君が「了承する」ことの妥当性、事故後S Lに車を運転させたことは適切か、どこからを合宿の始まりと考えているか、合宿開始の挨拶や各自の目標の発表などけじめをつけた行動になっているか、泳ぐ能力は探検部員としてあらかじめ評価していないのか、泳ぐ能力が低い人には浅い川に入るときでもライフジャケットを着用するというリスク低減策を講じることを活動の条件とする考えはないか、復路のルートを選択しないことが探検部員の能力に照らし合わせて可能であったかどうか評価すべき、それが不可能であった可能性があり探検部及び探検部員としての能力を形成できていないことに事故の原因があるのではないか、C Lの資

---

<sup>1</sup> 何らかの危険が予期される状況であっても、正常な日常生活の延長線上にある出来事としてとらえ、危険性を過小評価したり、自分にとって都合の悪い情報を無視したりしてしまう心理的現象。危険回避や避難が遅れてしまう原因となることがある。正常性バイアスとも呼ばれる。

格が明確化されていない、隊列を組まずに行動したということは参加者全員の資質が探検部に見合う水準にないことを示している、藤井君以外の部員も致命的になりうる可能性があったとの探検部調査委員会の認識は活動者全員が死亡するという最悪の事態と同程度の事故であるとの認識に基づいた検討が必要、中州から右岸への渡渉でCSLが流されずにすんだことや無理して戻らなかった結果はよかった、ライフジャケットを準備していないという計画の低さ、日頃の訓練の不足、泳ぐことが苦手な者がライフジャケット無しで流されればパニックになることは容易に想像できる、クラブ活動である以上53年間死亡事故がなかったことは誇りではなく当たり前のこと、2005年活動再開直後の安全対策や安全管理意識の風化があるのではないか、年間スケジュールからは探検部としての計画性が見えない、いいところ取りの計画になっていないか、水深4mを超える深い淵を持つ川の恐ろしさを理解していないといけないなど。

### (2) 大学調査委員会の現地調査とその結果

探検部調査委員会の中間報告書をもとに、同委員会委員の立会いの下、大学調査委員会委員で日本山岳ガイド協会常務理事が事故当日の学生の移動ルート及び事故発生時の状況を検証した。また併せて現場周辺の状況も確認した。

現地調査の経緯と状況、検証結果、調査を担当した日本山岳ガイド協会常務理事の見解と合宿参加者に確認すべき事項などが報告書として大学調査委員会に提出されており、併せて、大学事故調査委員会委員長にも口頭で報告されている(資料7)。なお、合宿参加者に確認すべき事項などは、前節(1)にある①～⑨に含まれている。

### (3) その他

大学調査委員会は、探検部調査委員会から、ご遺族が探検部調査委員会へ提出したおよそ70項目程度にわたる「調査に関する要望について(12月6日付け)」の情報の提供も受けた。大学調査委員会からの質問や意見の事項と多くは共通しているが、ご遺族からは以下のような特徴的な要望が出されている。

- ① 大学作成の「課外活動における安全対策について」に定められた基準を満たしているか  
の見地から、本件活動の事前計画や準備等を含め、詳細に調査が実施されるべきもの  
と考える。この観点から、本件の活動計画立案及び検討段階において、「場所」「活動  
内容」「予想される危険」「危険回避のための知識、準備等」「事故時の対応」につ  
いて、具体的に検討したか否かについて議論が尽くされるべきである。
- ② 屋久島の痛切な教訓が生かされているのか。
- ③ 管理責任者、引率者について
- ④ 本件事故の検証を誰がどのように行っていくのか。

大学調査委員会は(1)、(2)及びご遺族からの要望に丁寧に適切に対応し、可能な限り結果を報告書に盛り込むことを、探検部調査委員会に求めた。また多くの質問事項への回答は、合宿参加者や顧問教員への聞き取り調査が必須である旨も伝えた。ただし、聞き取りにあたっては、大学のカウンセリング教員の同意のもとでカウンセリング教員の同席を依頼

するなど、合宿参加者や顧問教員の心身の状態については細心の注意を払うよう要請した。

### 3. 探検部調査委員会最終報告書(案)への対応

#### (1) 第4回大学調査委員会(3月19日)

3月7日付で探検部調査委員会から九州大学探検部五木村合宿事故調査報告書(以下「最終報告書(案)」という)が提出され、大学調査委員会委員が精査した。また最終報告書(案)の「6. 事故防止のための安全・危機管理対策」を中心に吉村委員長からの説明を受け意見交換を行った。概ね以下のような意見があった。

#### ① 2004年の祖母山ウルシワ谷沢登り事故報告書について

問題点及びその反省の項には、意思疎通の不備によってメンバー内の行動に統制がなくなるという問題が多発していること、読図能力が不足していたこと、ずさんな計画が事故を起こした原因の一つであること、最低限の準備をしていなかったこと、隊列のとり方に問題があったこと、基本的な知識が不足していたこと、登山道やその道を選んだ根拠などに関する隊員間の意識のずれがあったこと、などが書かれている。これらの問題点の多くは今回の事故の原因と共通している。つまり過去の教訓が生かされていない。このことを探検部調査委員会は指摘し、報告書に書きこむべきではないか。

#### ② 大学が開催した課外活動に関するFDについて

今回の洞窟探検に参加したメンバー数名は、大学が2017年8月に開催した課外活動での危険に関するFDに参加し、またそこでは探検部顧問が講師をつとめた。それにもかかわらず事故は起こった。このFDが開催された時期にはすでに洞窟探検を計画していたことも併せ考えると、FDに当事者意識を持って参加していたとは言い難い。このことを探検部調査委員会は指摘し、報告書に書きこむべきではないか。

#### ③ 事故原因の検証について

探検部調査委員会の最終報告書(案)では5. 事故原因の検証において、「5-1. 合宿計画、5-2. 事故発生までの行動、5-3. 安全・危機管理対策」の3つの項目に整理して、「1. 九州大学探検部の活動、2. 合宿計画、3. 事故発生の状況、4. 現地調査結果」に基づいて検証している。またこれらの検証結果にもとに探検部調査委員会は、探検部自らが安全・危機管理対策を講じる場合の指針となるよう、「6. 事故防止のための安全・危機管理対策」を提案している。

大学調査委員会は、学務部が作成した「課外活動における安全対策マニュアル」に記されている「第2章安全管理体制と活動計画」「第3章安全対策」に照らし合わせて、探検部調査委員会の最終報告書(案)に記されている「5. 事故原因の検証結果」と「6. 事故防止のための安全・危機管理対策」を検討した。それらは概ね妥当なものであるが、下に示すように、幾つかの点で補足検証や説明が必要であると判断した。

#### 「5-1. 合宿計画の検証」について

査定が終了したのは合宿予定日1週間前の9月28日であり、顧問教員の最終承認が行わ

れたのは、五木村に向かう 10 月 5 日のわずか 2 日前の 10 月 3 日であった。この日程では、参加者全員が一同に会して最終承認された計画を細部にわたって情報共有し確認することは難しいと思われる。事実、行動内容や洞口へのアプローチルートの概要について、全員そろっての初めての確認は前夜の夜中 1 時過ぎであった。探検部調査委員会の検証で、メンバー構成、行動計画、装備、立案と準備のいずれにおいても多くの不備があったことが指摘されているが、仮にそれらの各項目に不備がなかったとしても、今回のような窮屈な日程下での査定・承認が事故の原因につながる場合も想定される。今回部会での査定と顧問教員の承認という規定通りの手続きは経ているとされているが、査定が不十分のまま合宿計画を承認するようなことはなかったとしても、原則通りに 2 週間前までに査定が終了していなかったという事実からすると、規定を満たしていたとは言い難いのではないかと。

「初めて」や「経験が不足する」参加者でなくても、適切な判断能力に欠けるメンバーがいる場合もある。探検活動の提案者自らが当該活動の代表者（CL）になるというような暗黙の了解はなかったか。

活動前夜のミーティングまで参加者全員で合宿計画を確認する機会がなかったことが、予定したルートが通れない場合の対策の不備、水深の深い箇所や流れの速い箇所の危険性、メンバーの水泳能力、ライフジャケット携帯の必要性、などに関する情報共有ができなかったことにつながった可能性は否めない。参加者全員が揃う場で合宿計画を確認する機会を持つ必要性などはルール化されていなかったにせよ、探検部は共有していたのか。共有していたのであれば、今回なぜ実行できなかったのか。

今回のルートでは、浅い場所であったにせよ、渡渉することが計画されていたのであれば、川の状況によってはあるいはルート変更の際には必要があるかもしれない装備として、ライフジャケットを少なくとも駐車場までは携行すべきではなかったか。もし携行していたならば、異なった状況展開になったのではないかと。

事故の大きな原因の一つとして、合宿計画の立案と準備の段階におけるコミュニケーション不足があげられている。今回の活動だけがコミュニケーション不足ということは考えにくく、その他の平素の活動においても、コミュニケーション不足という状況はなかったか。

#### 「5-2. 事故発生までの行動の検証」について

事故発生までに、往路と異なるルートの選択、中州へ移動後の CL の右岸への渡渉、パーティの分断、などの複数の不適切な行動が指摘されている。それぞれの場面でパーティ全員が一旦立ち止まり、十分に相談した上でもっとも適切と考えられるルートや行動を選択しておれば、未然に防ぐことができたと考えられる。このことは、上述の合宿計画の立案と準備の段階でのコミュニケーション不足に加えて、実際の活動時でもコミュニケーションが取れていないことを示している。探検部の査定の段階では合宿計画書を共有クラウドディスクにおいてパソコン上で確認すること、SNS などを介した他人とのつながりを多用している学生達が多くなっていることなど、現代のコミュニケーションの在り方が、対面でのコ

コミュニケーション不足の背景にあるのではないか。

#### 「5-3. 安全・危機管理対策の検証」について

探検部の今回の合宿計画書の安全対策には、〈洞窟説明〉、〈洞窟内について〉、〈緊急時について〉が記されているだけである。洞窟までの往路、探検後の帰路の安全対策については全く書かれていないことから、これらを重要視していなかったといわざるを得ない。探検部は今回の活動ではどこを活動開始点(場所、時間)とし、どこを活動終点と定めていたか。

#### 「5-4. 事故原因の総括」について

洞口までのアプローチに対する危険意識が希薄で、十分な安全対策が取られていたとは言い難い、と記述されているが、上述のように「安全対策」を見た限りにおいては、アプローチ過程については全く安全対策が書かれていない。アプローチ過程において、実際にはどのような安全対策が取られていたのか。

#### 「6. 事故防止のための安全・危機管理対策」について

探検部調査委員会が大きな二つの原因とした、「安全対策基準の不備や合宿計画書の作成や査定の基準が明確に定められていなかった問題」と「十分な危機意識や状況判断能力、救助能力を身に付けるための訓練プログラムの欠如」に関して、探検部調査委員会委員の経験や知識に基づいて具体的な提案が多く出されている。これらは探検部自らが安全・危機管理対策を講じる際の重要な指針を与えている。

#### (2) 探検部調査委員会へ最終報告書提出の要請

探検部調査委員会に対して、ご遺族から提出されたご要望、上述の大学調査委員会からの指摘や意見を勘案し、現在提出されている最終報告書(案)を修正した上で、探検部調査委員会の判断の下で、最終報告書を大学調査委員会に提出するよう求めた。

なお後日提出された「九州大学探検部五木村合宿事故調査 最終報告書」は、本調査報告書に添付している。

## 4. 大学調査委員会からの要望

九州大学学務部は、本調査委員会の調査と並行して、課外活動における安全対策マニュアル(資料8)を作成した。また大学における課外クラブ活動中の事故における安全配慮義務についての考察をした文献<sup>2</sup>や学校事故判例ブック<sup>3</sup>等を参考にしながら、九州大学学生団体の顧問教員指針(資料9)を作成した。そこには大学、主将や部員、顧問教員らの安全配

<sup>2</sup> 小澤文雄「大学における課外クラブ活動中の事故と安全配慮義務—合気道部練習中死亡事件(松山地方裁判所平成8年8月28日判決)の検討を中心として—」東海学園大学研究紀要第12号、2007。

<sup>3</sup> 「学校事故判例ハンドブック」青林書院、2015。

慮義務についても書かれているので、それぞれの立場で安全対策を講じ、安全配慮義務を果たすべきである。

#### (1) 九州大学への要望

大学は所定の手続きを経て探検部を課外活動団体と認め、今回の探検部五木・五家荘合宿計画書についても顧問教員の承認を得たものを所定の手続きを経て受理している。また平成28年9月の「フィールド科学入門」の屋久島プログラム期間中に起きた学生の死亡事故を受けて、「屋久島フィールドワーク学生事故調査委員会」を設置して結果を公表し、授業中の野外活動に加えて、特に課外活動における危機管理や安全対策に関しても、平成29年8月及び12月には課外活動団体に所属する学生や顧問教員を対象に講習会等を開催し、事故防止に向けて取り組んできていたところである。

しかしながら大学がそのような活動をしているにもかかわらず今回の事故が起こったという事実は、事故防止に向けた取り組みが関係者に浸透していないか、あるいは関係者が大学の取り組みを承知しながらもそれに対応した行動をとっていない場合があることを示している。学務部学生支援課等が危機管理を担当する部署と密に連携しながら、今回作成した「課外活動における安全対策マニュアル」や「九州大学学生団体の顧問教員指針」を用いるなどして、事故防止に向けた取り組みを徹底して継続するよう要望する。

特に、屋久島と五木村での事故は入学初年次の学生が死亡したものであることを考えれば、入学時において課外活動における事故防止への取り組みの重要性を教示し理解させることが必須であると考えられる。

また課外活動の自主性からみれば、活動再開の適否の最終判断は探検部がなすべきものであるが、活動再開の前には大学も、活動の成果よりも安全を重視し今後同種の事例が発生しないようにするために十分な検討と準備が行われていることを、確認すべきである。

#### (2) 九州大学探検部への要望

探検部調査委員会の最終報告書の5-4に事故原因の総括が書かれている。すなわち「探検部の危機管理に対する基本原則の不徹底が根本にあり」、「部内での水圏における安全教育や訓練が不足していた」とされており、さらに「根本的な原因は、探検部の安全対策が不十分であり、合宿計画書の作成や査定の基準が明確に定められていなかったために、当初の合宿計画の段階から生じていた問題を防げなかったことにある」、「探検部の訓練プログラムの不備が挙げられる」とされている。探検部部員と探検部顧問教員は最終報告書をつぶさに徹底的に検討し、自らが万全の安全対策を講じることが必須である。探検部事故調査委員会からは、最終報告書6章に「事故防止のための安全・危機管理対策」が具体的に例示されている。これを参考にしながら九州大学探検部としての「事故防止のための安全・危機管理対策」を作成し、それにしたがって活動をするべきであると考えられる。

2004年6月の祖母山ウルシワ谷での事故後に探検部より事故報告書が顧問教員に提出されたが、活動を実施する上での探検部員の認識が十分でないと判断されて、活動の自粛を余儀なくされた過去を忘れてはならない。さらにはその後九州大学探検会との合同の検討会、

読図などの基礎訓練、緊急対策マニュアルの再構築とそれが機能するかどうかのチェック、などが実施された後の活動再開であったにもかかわらず、今回の事故は起こった。現在探検部は活動を自粛中であるが、その再開の決定には、探検会のみならず外部専門委員の参画のもとで、極めて慎重な姿勢で臨むべきであろう。

### (3) 九州大学探検会への要望

九州大学探検会は、探検部の外郭支援団体として探検部OBにより組織されている。探検部調査委員会の委員長を含む委員数名は九州大学探検会のメンバーでもあることから、探検会は今回の事故の検証結果を詳細に把握しているはずである。九州大学探検会の支援の重要事項の一つとして、探検部が今後二度とこのような事故を起こさないように厳しいお目付け役としての役割も付加し、様々な場面でその役割を実質的に機能させることを要望する。

## 5. 結論

大学にはさまざまな課外活動があるが、中でも野外での活動の場合には、命の危険を伴う場合があるということを常に認識しておくべきである。今回の探検部の活動において、この認識が参加者にしっかりと浸透していたのであろうか。

今回の事故の根本的な二つの原因は、探検部の安全対策が不十分であったことと、部員が危機意識や状況判断能力を身に着けることができるような訓練プログラムの不備にあった、と探検部調査委員会は結論づけた（探検部事故調査報告書の5-4）。事故発生原因の検証の過程で、この二つの根本的原因の中には、実に多くの要素が絡んでいることが指摘されているが、簡単にまとめると、情報共有及びコミュニケーション不足、準備不足、基礎知識不足、基礎技能不足そして判断力不足である。これら5つの不足は、2004年6月に探検部の祖母山ウルシワ谷沢登り事故について、探検部自らが「私たちには何が足りなかったのか」を話し合っ取りあげた問題点ではなかったのだろうか。探検部内でこの反省と教訓が代々に渡って確実に引きつがれていたとは言えず、したがってその後の探検部の活動に生かされず、今回の痛恨の事故につながったことは極めて残念である。

この度の事故に関して、九州大学は探検部に「探検部としての事故調査委員会を設置して、自らが事故の原因を徹底的に究明し、今後の活動にむけて万全な安全対策を講じるよう」求めた。探検部が設置した調査委員会（上述の探検部調査委員会）には、弁護士や、他大学の探検部顧問等も参画し、現地調査や探検部員へのヒアリングなどを通して原因究明を行ってきた。また、逐次調査の結果を大学調査委員会とご遺族（代理人弁護士）に説明し、調査内容についての指摘や要望事項を踏まえて更なる調査を行うという過程を繰り返して、最終報告書をまとめ、ご遺族と大学調査委員会の双方に提出した。この探検部調査委員会の調査の過程とその結果は、「事実経過を余すところなく明らかにする」「二度とこのような事故を起こさないために、事故の原因究明・再発防止策の構築を行う」（探検部事故報告書の「はじめに」より引用）と書かれているように、透明性が高いものであり、また探検部が構築す

べき再発防止策が「事故防止のための安全・危機管理対策」（探検部事故報告書の第 6 章）に、具体的に詳細に提示されている。このような観点から、大学調査委員会は、九州大学が探検部調査委員会に求めた役割は果たされていると判断し、探検部調査委員会の最終報告書を受理し、大学に提出することとした。

この段階で探検部調査委員会と大学調査委員会の調査は終了するが、探検部にとって最も重要なことは、二度と同種の事故を起こさないことである。このためには、部員全員が両調査委員会の報告書をつぶさに検討し、あらためて事故の原因を共有しながら探検部調査委員会が提示した再発防止策策定への提言をもとに十分な時間をかけて再発防止策を策定すること、そして、その策をしっかりと履行し、今後も改善しながら代々受け継いでいくことである。過去にウルシワ谷沢登り事故があったにも関わらず今回の事故がおこった無念を決して忘れてはならない。探検部が今後も活動を継続するには、避けて通れない道である。

九州大学のみならず大学や教育機関には、探検部、山岳部、ワンダーフォーゲル部など類似の課外活動を行っているところが多い。九州大学は、同種の事故が起こらないことを願って、ご遺族、探検部調査委員会、探検部員の同意のもとで、この大学調査委員会の報告書と探検部調査委員会報告書を公開することとした。

## 6. 大学調査委員会の調査結果の報告と公表

### (1) ご遺族への報告

平成 30 年 3 月 28 日、大学調査委員会の調査結果を報告した。

### (2) 探検部調査委員会と大学への報告

平成 30 年 3 月 29 日、大学調査委員会の調査結果を報告した。

### (3) 調査結果の公表

平成 30 年 3 月 30 日付で調査結果を報道各社に報告するとともに、大学のホームページや探検部のホームページに公表した。

## 7. 終わりに

平成 29 年 10 月 6 日、九州大学工学部 1 年生の藤井照夫君が、九州大学探検部の五木村合宿中に、熊本県球磨郡五木村の九折瀬洞(つづらせどう) 洞口下流の川辺川で亡くなりました。志に燃えて大学に入学し、わずか半年後にこの世を去ることとなった藤井君の無念とご子息を亡くされたご両親、ご遺族の悲しみを拝察するに、本調査委員会としても今回の事故は痛恨の極みです。ここに謹んで哀悼の意を表します。

# 添 付 資 料

## 添 付 資 料

報告書 関連頁	資料No	資 料	頁
2	資料 1	五木村における探検部事故調査委員会要項	14
3	資料 2	五木村における探検部事故調査委員会委員名簿	15
3	資料 3	五木村における探検部事故調査委員会開催概要等	16
2	資料 4	探検部への調査報告書提出依頼文書	17
2	資料 5	野外等における活動について(部局長向け)	18
2	資料 6	野外等における課外活動について(公認学生団体・顧問向け)	19
6	資料 7	九州大学探検部五木村合宿事故現地調査報告書	21
9	資料 8	課外活動における安全対策マニュアル	34
9	資料 9	九州大学学生団体の顧問教員指針	63

## 五木村における探検部事故調査委員会要項

平成 29 年 10 月 11 日

総 長 裁 定

## 1. 設置

九州大学（以下「本学」という。）に、五木村における探検部事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 2. 目的

委員会は、総長の命に基づき、平成 29 年 10 月 6 日に熊本県球磨郡五木村の九折瀬洞（つづらせどう）付近において、九州大学探検部の活動中に発生した本学学生の死亡事故に関し、探検部調査委員会が作成する調査報告書を精査するとともに、課外活動における安全対策の改善について方針を取りまとめるものとする。

## 3. 任務

(1) 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- ① 探検部調査委員会が作成する調査報告書の精査に関すること。
- ② 課外活動における安全対策の改善に関すること。
- ③ その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(2) 委員会は、審議結果等について、速やかに総長へ報告するものとする。

## 4. 組織

(1) 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- ① 理事のうちから総長が指名する者
- ② 本学教員のうちから総長が指名する者
- ③ 総務部長
- ④ 学務部長
- ⑤ 弁護士
- ⑥ その他委員会が必要と認めた者

(2) 委員会に委員長を置き、(1)①の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

## 5. 任期

委員の任期は、3.(2)の総長に報告するまでの間とする。

## 6. 事務

委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

## 五木村における探検部事故調査委員会委員名簿

平成29年12月7日現在

荒 殿	誠	理事・副学長	(委員長)
丸 野	俊 一	理事・副学長	
玉 上	晃	理事・事務局長	
大 橋	浩	基幹教育院教授	(ワンダーフォーゲル部顧問)
後	信	九州大学病院医療安全管理部教授	
新 津	勝 二	総務部長	
竹 吉	正志朗	学務部長	
松 坂	徹 也	弁護士	(松坂法律事務所)
永 田	潔 文	福岡大学理学部教授	(山岳部部長)
廣 野	俊 輔	大分大学福祉健康科学部講師	(ワンダーフォーゲル部顧問)
佐 伯	岩 雄	日本山岳ガイド協会常務理事	

## 五木村における探検部事故調査委員会開催概要等

- 10月11日（水）：第1回事故調査委員会
  - ・ 事故の概要について説明
  - ・ 委員会の設置目的、進め方に関する審議
- 10月12日（木）：探検部へ調査報告書提出依頼文書を送付
- 12月4日（月）：探検部調査委員会から中間報告書を受領
- 12月13日（水）：第2回事故調査委員会
  - ・ 委員の追加、調査委員会の任務、事故概況について説明
  - ・ 探検部調査委員会の中間報告書の精査
  - ・ 現地調査、今後の調査の進め方について審議
- 12月14日（木）：事故現場および周辺の調査実施（佐伯委員、事務）
- 12月19日（火）：探検部調査委員会へ質問・意見を送付
- 12月23日（土）：佐伯委員から現地調査報告書（暫定版）の提出
- 1月19日（金）：探検部調査委員会からヒアリング実施状況等の報告
- 1月31日（水）：探検部調査委員会から最終報告書（草稿）を受領
- 2月9日（金）：第3回事故調査委員会
  - ・ 現地調査の報告
  - ・ 探検部調査委員会の調査報告書の精査
  - ・ 大学の調査報告書の審議
- 2月16日（金）：探検部の事故調査委員会へ質問・意見を送付
- 2月20日（月）：佐伯委員から現地調査報告書（最終版）の提出
- 3月7日（水）：探検部調査委員会から最終報告書（案）を受領
- 3月19日（月）：第4回事故調査委員会
  - ・ 探検部調査委員会の調査報告書の精査
  - ・ 大学の調査報告書（案）の審議
- 3月26日（月）：探検部調査委員会から最終報告書を受領
- 3月30日（金）
  - ・ 調査報告書の公表

平成 29 年 10 月 12 日

探検部顧問

安 井 秀 殿

五木村における探検部事故調査委員会委員長

荒 殿 誠

五木村における探検部事故調査について（依頼）

10月6日に発生した探検部学生の死亡事故に関して、学内に五木村における探検部事故調査委員会が設置されました。

本調査委員会では、探検部の調査報告の精査・助言及び指導を行うこととしておりますので、探検部としての事故調査を実施していただくようお願いします。

なお、探検部学生への聞き取り調査は学生の体調に配慮し、カウンセラー同席の元で行い、現地調査は事故災害に十分注意の上、行ってください。

また、調査報告にあたっては、事故前後及び事故当時の経緯・状況及び対応、事故原因の調査、合宿計画書・安全対策・緊急時対策マニュアルの検証、今後の安全管理対策等について提出してください。

本調査委員会では、探検部調査メンバー等からのヒアリングを実施し、更なる調査や安全管理対策の改善等を指示する場合があります。

最終的には、探検部の報告書を含む調査委員会報告書を作成し、公表する予定にしています。

担当 総務部総務課 永島

TEL 伊都90-2122

E-mail syshosal@jimu.kyushu-u.ac.jp

九大学課第28号  
平成29年10月12日

各学部長 殿  
各学府長 殿

教育担当理事・副学長  
丸野俊一 [公印省略]

学生の野外等における活動について（通知）

このことについて、日ごろから正課教育・課外活動の実施にあたっては、各学生及び学生団体において安全管理・対策等を講じていただいているところですが、先般、10月6日（金）に本学探検部の学生が課外活動中に亡くなるという事故が発生しました。

この事故を受け、別紙のとおり各学生団体及び顧問教員に対し、課外活動における安全管理の確認と事故の再発防止に向けた注意喚起を行っております。

つきましては、各学部・学府におかれましても、正課・正課外における野外活動について、その安全管理体制や対策等を再度ご確認いただき、このような痛ましい事故が二度と発生しないよう関係者へ注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

担当部課：学務部学生支援課課外活動支援係 青柳・嶋田  
TEL：90-5967 / FAX：90-5990  
Email：gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

平成 29 年 10 月 12 日

公認学生団体 各位

学 務 部 長  
竹 吉 正志朗 [公印省略]

野外等における課外活動について（通知）

このことについて、日ごろから各団体においては安全管理・対策等に留意し、活動を行っていることと存じますが、先般、10月6日（金）に本学探検部の学生が課外活動中に亡くなるという事故が発生しました。

については、各団体における安全管理体制や対策等を、再度振り返り、このような痛ましい事故が二度と発生しないよう、普段の活動から心がけるようにしてください。

また、合宿・遠征を実施する場合は、安全対策を顧問教員に十分に確認いただいた上で「合宿・遠征届」を、活動の1週間前まで（期限厳守）に学務部学生支援課課外活動支援係あて提出してください。

担当部課：学務部学生支援課課外活動支援係 青柳・嶋田  
TEL：90-5967 / FAX：90-5990  
Email：gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

平成29年10月12日

公認学生団体顧問教員 各位

学 務 部 長  
竹 吉 正志朗 [公印省略]

野外等における課外活動について（通知）

このことについて、日ごろから各団体においては安全管理・対策等に留意し、活動を行っていることと存じますが、先般、10月6日（金）に本学探検部の学生が課外活動中に亡くなるという事故が発生しました。

については、各団体における安全管理体制や対策等を、再度振り返り、このような痛ましい事故が二度と発生しないよう、学生へ普段の活動から心がけるようご指導をお願いいたします。

また、合宿・遠征を実施する場合は、安全対策を十分に確認いただいた上で「合宿・遠征届」を活動の1週間前まで（期限厳守）に学務部学生支援課課外活動支援係あて提出願います。

担当部課：学務部学生支援課課外活動支援係 青柳・嶋田  
TEL：90-5967 / FAX：90-5990  
Email：gagakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

**九州大学探検部五木村合宿事故  
現地調査（12月14日）報告書**

**現地調査メンバー**

佐伯岩雄 日本山岳ガイド協会 常務理事（五木村における探検部事故調査委員会委員）  
永島洋子 九州大学総務部総務課課長補佐（事務担当）

**立会人**

吉村和久 九州大学名誉教授（九州大学探検部五木村合宿事故調査委員会委員長）  
池田 徹 鹿児島大学教授（同・委員）

**現地調査の趣旨**

九州大学探検部五木村合宿事故調査委員会（以下、「探検部の調査委員会」という）の中間報告書を基に、同委員会委員の立ち会いの下、事故当日の学生の移動ルート及び事故発生時の状況を検証する。また、現場周辺の状況を確認し、五木村における探検部事故調査委員会（以下、「大学の調査委員会」という）に報告する。

**日程／訪問先**

12月13日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州大学において、大学の調査委員会に出席</li> <li>○委員会終了後、人吉市内の宿に移動し、事前打合せ・宿泊</li> </ul>
12月14日（木）	<p>（午前）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人吉市から五木村へ移動</li> <li>○人吉下球磨消防組合中央消防署北分署、人吉警察署五木駐在所へ挨拶</li> <li>○現地調査             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生現場を確認し、調査ルートを確認</li> <li>・佐伯、池田は学生が車を停めた場所から、学生が辿ったルートを移動し、事故現場を調査する。</li> <li>・永島、吉村は岩場からの移動が可能な場所まで移動し、事故現場や周辺環境、現地調査の状況を記録する。</li> </ul> </li> </ul> <p>（午後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市内へ移動し、調査報告書（暫定版）作成（福岡市内宿泊）</li> </ul>
12月15日（金）	<p>（午前）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○九州大学において、大学の調査委員会委員長に現地調査の状況報告</li> </ul>

## 12月13日（水）

九州大学において、第2回大学の調査委員会に参加し、探検部の調査委員会作成の中間報告書の審議が行われた。現地調査の内容に関しては、中間報告書への大学の調査委員会からの意見に加えて次のような要望があり、これを踏まえて現地調査を行うこととした。

### 【要望】

- ・洞口直前の深さ1.5mの水たまり、旧道の状況の写真が欲しい。
- ・左岸側がどの程度滑りやすいか、また洞窟までの最適なルートがあれば確認願いたい。
- ・今回の活動で、一般的な体力の人間であればどれくらい疲労するのか確認願いたい。

委員会終了後、人吉市内の宿に移動し、池田教授の到着を待って翌日の現地調査の打合せを行った。

### 【確認事項】

- ・ルート図により、学生の移動ルート及び翌日の調査ルートを確認。
- ・事故前後の学生の行動。
- ・藤井君の泳ぎのスキル。

## 12月14日（木）

### 【調査記録】

当日の水位（水位観測所の値）-1.3m（事故当日は-1.05mで、25cmほど水位が低い）

気温 0度 水温 8度

8:00

人吉市の宿を車2台で出発。

9:00

現地到着。4人で川辺川右岸の駐車スペースに停めたのち、吉村名誉教授より遭難現場全体の説明を受ける。徒歩にて河原まで下り、事故当日の学生のポジション及び時系列を確認する。

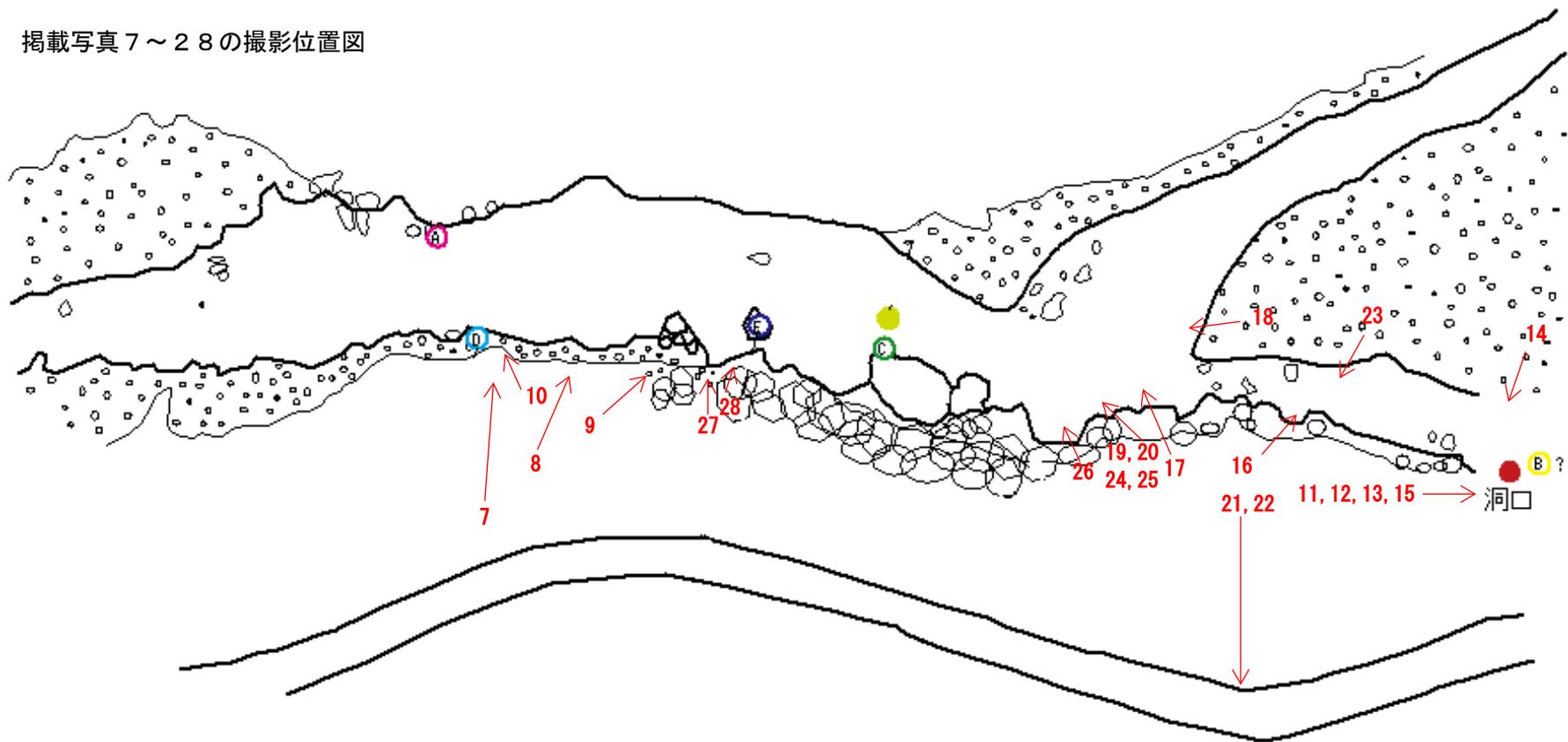
10:00

佐伯と池田教授でウェットスーツに着替え、事故当日に学生がたどったルートを同じ場所から歩き、河床の形状や水深等を確認しながら事故現場を調査する。

掲載写真 1～6 の撮影位置図（黄色線の往路のアプローチルートを移動）



掲載写真7～28の撮影位置図



- Ⓐ CL: A君      Ⓒ C君
- Ⓔ AD: E君      ● 藤井君
- Ⓓ D君          Ⓑ SL: B君

20m  
事故現場周辺図

【往路について】



写真-1



写真-2

中間報告書 35 ページにある駐車スペースから河原に下りたところ（写真-1）と、渡河地点-1（写真-2）。

平凡な河原で特に危険な所はない。渡河地点-1 も中間報告書の通り、粒径 10~30cm 程度の礫底で若干滑るが、歩きにくい程ではない。水深はほぼ一定で、流されても立ち直ることはできると感じた。



写真-3



写真-4

渡河地点-1 を渡ると右岸の渡河地点-2 までは歩きやすい河原になる。



写真-5



写真-6

写真-5 は渡河地点-2 を下流から見たもの。上流側のトロ場を渡る。中間報告書 35 ページ図-9 の渡河地点-2（写真-6）は、報告の通り粒径 10cm 未満の玉砂利で河床が形成されており、渡河地点-1 よりもさらに歩きやすかった。



写真-7



写真-8



写真-9



写真-10

その後は、左岸の岩場のルートを通り、九折瀬洞入口手前まで水に濡れることなく移動できた（写真 7～10）。事故当日の水位は、現地調査時よりも 25 cmほど高いが、当日もこのルートは容易に移動できたと推測する。しかし、岩場は石灰岩のため、水に濡れた状態で歩くと滑りやすいと思われる。

このため慎重に移動しなければならないが、水際を避けて歩く分にはしっかりとした手がかりや足場もあるため、安全に移動することが出来る。

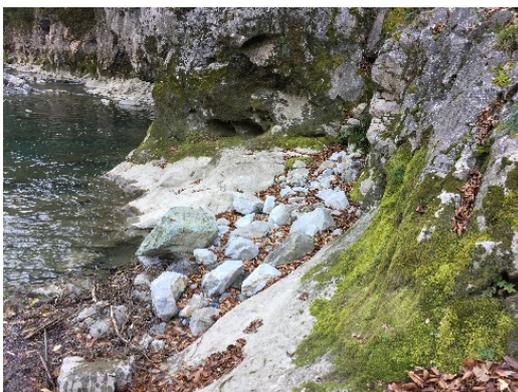


写真-11



写真-12

洞口付近の写真。緑の苔の生えているところまでは頻繁に水位が上がるものと思われる。



写真-13



写真-14

写真-13 は洞口に向かって水深約 1.5mの深場を進む池田教授。胸まで水に浸かるため、歩いているの推進力は乏しく、半分泳ぐような形となる。この時点で藤井君の泳力を把握できれば、帰路において無理に水際を歩くルートは取らなかったかもしれない。また藤井君は、もし泳力に自信がなくて帰路にもこの同じ深場を通る可能性があったことを考えると、帰路が心配になったとも考えられるが、藤井君自身が他のメンバーに何か相談したこともなかったのだろうか。

写真-14 は中州から見た洞口。本流の流れは直接当たっていないものの、水位が上がると往路も復路も厳しい状態となる。

上述のことから、往路については、流される心配の少ないルートを選び、比較的安全に進んだものと思われる。もちろん初めから左岸のルートを使うことが理想ではあるが。

#### 【帰路について】

- ・チーフリーダー（CL）の通ったルート

CLが渡った中間報告書 36 ページ図-10 の渡河地点-3 は、洞口から緩い流れを 7～8 mほど渡って一旦中州に上がる。この流れは特に問題がないが、中州から右岸に渡る本流は流れが強く、調査当日の低い水位でも腰まで水に浸かる場所があった。事故当時と同じかはわからないが、河床は特に滑りやすく、強い流れでバランスを取るのが難しかった。川に慣れていてもかなり苦勞すると思われる。これは多少上流でも下流でも状況の大差はない。



写真-15



写真-16

写真-15、洞口から少し上流に行くと流れもほぼなくなり、水深も浅く中州まで歩くことは難しくない。中州は左岸側の水面から 1.5mほど上がっている。



写真-17



写真-18

中州から右岸に渡ったところ。川底の石はとても滑りやすかった（写真-17、18）。



写真-19



写真-20

上の写真-19、20はCLが通ったと思われる右岸のルート。左の写真の落ち込みを過ぎるとすぐに壁になり、川岸を歩く事は出来なくなる。調査した日の水量でも腰を超えるので、事故当日は歩く事は出来なかったかもしれない。流心は左岸に寄っているので、泳いで下っても危険はないと思われる。しかしCLがここまで来るためにどれほど消耗したのかはわからない。壁と深い淵の間を進むのは精神的にもプレッシャーがかかると思われる。

・サブリーダー（SL）の通ったルート



写真-21



写真-22

写真-21、22は、SLが他のメンバーとはぐれて帰ったと思われる左岸のルート。足場も手がかりもあり、このルートを選べば最も安全に帰る事ができたものと思われる。写真でも確認できるように、上部には道路が見える。

・アドバイザー（AD）及び1回生3名の通ったルート



写真-23

後れを取ったSLが他のメンバーに対して死角となる岩は写真-23の永島課長補佐（左側）と吉村名誉教授（右側）の間の岩のみで、洞口からも遭難発生点までも僅かな距離しかない。SLが着替えに戻ったのは洞口までなのか、この近辺なのか確認する必要がある。また、何のために着替えをしたのか理由を確認する必要があると思う。体が冷えていたのか、暑くて脱いだのか、着替えにどのくらい時間がかかったのか等。

ADらが戻ろうとしたルートは、中州の下流から流れが右岸から1.5mほど落ち込みながら左岸に変わるところである。



写真-24



写真-25

写真-24、25の場所は遭難発生地点と思われる。水際は流れが強く当たっている影響か、ツルツルで非常に滑りやすい。川底には所々足が着く大きな転石があるが、深いところでは足はつかなかった。



写真-26

写真中の佐伯が泳いでいるあたりは3mを超えていると思われる。全く足は川底につかない。写真-26中、左の大きな岩を過ぎると上流からは岩の陰になり、流れる人を確認する事はできない。

調査当日の水量では、複雑で川底に引き込まれるような流れは感じなかったが、左岸は大きな岩が重なり、写真でもわかる通り複雑な河床となっている。右岸は粒径30cm程度の石の積み重なった構造で、1.5mほどの落差で写真の私が泳いでいる方向に向かって流れ落ちてきている。写真手前左の流れから出ている岩の緑の苔のあたりまで水位は上がっていたものと思われる。

流量にして写真より30%多くなっていたとすると、この辺りの流れはかなり複雑なものになっていたと思われる。

・発見現場周辺



写真-27

藤井君は、写真-27 中、左右の岩の間に沈んでいたものと思われる。調査当日は透明度が高く、角度によっては川底まではっきりと見えた。右側の岩に上がったADがレスキューロープを投げたと思われる。



写真-28

下流側、左岸側からは川底まで見えるが、ADが立っていた岩からは光が反射して川底を確認することができなかった（写真-28）。

上述のことから、帰路に関しては、往路と全く同じルートを通れば特に危険はなかったと思われるが、なぜCLが中州に上がって渡渉が困難な右岸寄りの本流を渡ったのか疑問が残る。仮に全員が渡りきったとしても、その後続く岩場をトラバースする事は困難で、数十メートルは泳いで下る必要がある。往路と同じ2回の渡渉をするなら、当然帰路も同じルートを取るのが簡単で安全に下ることができたと思う。

SLが辿ったルートは合理的で最も危険が少なく、駐車スペースまでも最短の距離にあった。往路で通った岩場からも確認できる。朝歩いてきた時点で帰りのルートを確認しておけば、往路で使った2回の渡渉ルートを使わない判断もできたと思う。

SLが他のメンバーから離れてしまった時点で左岸トラバースルート選択したことからも、このルートの合理性がうかがえる。水際を下った他のメンバーの位置からも目視できるが、他のメンバーがなぜSLの存在に気がつかなかったのか疑問である。藤井くんが流された時点でSLはまだ着替えをしていたのか、それは具体的にどこなのか気になる。

12:00

現地での調査を終え、撤収の後、昼食をとりながら吉村名誉教授、池田教授から部活動の状況などをうかがう。

両教授は、探検部の目的は探検であり、川歩きやロープワーク、カヤック等の野外活動は探検のための手段であると考えているようであった。これは探検部本来の趣旨であり、十分理解ができるものであるが、これらの手段に関しても、探検と同様の危機管理や安全対策が必要であることは言うまでもない。学術的調査にも多くの時間を費やして様々な成果を残していること、安全管理についても探検部特有の危険を意識されていることも確認した。

一方、近年の学生の技術、体力、志向等に関してどこまで把握していたかは、わからなかった。

14:00

福岡市内へ移動し、調査報告書（暫定版）を作成した。

12月15日（金）

10:00

九州大学において、大学の調査委員会委員長に現地調査の状況を報告し、後日調査報告書を提出することとした。

報告者  
佐伯岩雄

# 課外活動における安全対策マニュアル

九 州 大 学

学務部学生支援課

平成 2 9 年 8 月

(平成 3 0 年 3 月改訂版)

## 目 次

第1章 基本的心得	1
第2章 安全管理体制と活動計画	2
2.1 事前調査と心構え	2
2.2 安全管理体制	2
2.3 活動計画	2
2.4 計画・実施に関する届出	3
(1) 合宿・遠征届	3
(2) 学外での試合・練習届	3
(3) 事故届	3
2.5 実施にあたって	4
2.6 実施後の取り組み	4
2.7 保険	4
第3章 安全対策	5
3.1 全般的な安全対策	5
(1) 計画時の安全対策	5
(2) 活動前の安全対策	6
(3) 活動開始時の安全対策	7
(4) 活動実施中の安全対策	7
(5) 活動実施後の安全対策	8
3.2 活動別安全対策	8
第4章 事故が発生したら	9
4.1 事故発生時の対応	9
(1) 事故発生時の把握と対処	9
(2) 大学・顧問教員・保護者への連絡、現地での事故後の対応	11
第5章 救急蘇生	13
5.1 救急蘇生の基本	13
5.2 被災者の安全確保と体位（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）	13
5.3 ファーストエイド（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会）	14
(1) すり傷、切り傷への対応	14
(2) 出血への対応	14
(3) 捻挫、打ち身（打撲）、骨折への対応	15
(4) 熱中症への対応	15

(5) やけどへの対応	15
(6) 凍傷への対応	16
(7) 溺水時の対応	16
(8) アナフィラキシーへの対応	16
(9) その他	17
5.4 一次救命処置	17
(1) 心肺蘇生の手順	17
(2) AED使用の手順	21
5.5 救急用品	24

## 第1章 基本的心得

大学においては、正課の授業が第一義であるが、課外活動では、正課の教育では得ることのできない貴重な経験を積むことができ、大切な意義を持っている。

課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・主体的に行う正課教育外の活動であり、その運営は学生自らの判断と責任において行われるものである。また、その活動内容や範囲についても、学生自らができることの範囲を決め、その中で活動するものであることから、仲間との楽しく有意義な時間を過ごすことができる一方、参加者の経験不足や準備不足などにより重大な事故につながる可能性がある。実際、過去に痛ましい事故が発生しており、命を落とすような事例もある。

したがって、課外活動を行うにあたっては、細心の注意を払って安全・健康管理、事故防止・対応に努める必要があり、各団体においても、活動内容に応じた対策を講じなければならない。

なお、本学では、文化系・体育系あわせて100を超える団体が大学の公認を受けており、公認を受けていない団体を含めると、さらに多くの団体が活動している。

各団体の活動は、文化系、体育系といった区分や競技等により、活動内容や場所も千差万別であり、安全対策を一括して取りまとめることは困難であるが、本マニュアルでは、各団体が活動する場合に、共通して認識しておいてほしい安全対策について取りまとめることとし、今後の対策に活用されることを期待するものである。

課外活動における安全・健康管理および事故防止・対策を適切に行うためには、活動前の準備、活動中の細心の注意、事故にあった場合の適切な対応、活動後の反省と改善策の検討を行うことが必要である。また、いかに周到に準備し、細心の注意を払っても、不可抗力により発生する事故や災害は存在する。可能な限り事故防止に努力しつつ、事故が発生した場合の対応についても事前に体制を整え、責任・連絡体制を整備し、非常時に備えた訓練やシミュレーションを行っておくことも必要である。

## 第2章 安全管理体制と活動計画

### 2.1 事前調査と心構え

課外活動は、活動の内容や活動を行う場所により、想定すべき危険が異なる。そのため、

- ・どのような場所へ赴き
- ・どのような活動をするのか
- ・活動中に予想される危険は何か
- ・予想される危険を回避するために身に付けておくべき知識、準備、心構えは何か
- ・実際に事故が起こった場合にはどうすべきか

という点などについて、顧問教員の承認を得たうえで、代表者（課外活動を行う団体の代表学生や役員学生、コーチ等）と参加者の双方がきちんと把握しておくことが何よりも大切である。

なお、課外活動では、「初めて」や「経験が不足」する参加者がいることが想定される。したがって、代表者は参加者の経験や必要な知識の有無などを把握した上、安全が確保できる活動体制を整備する必要がある。参加者も、代表者や経験者に対し、自身の経験や知識の有無に関する情報を正確に伝え、その指導や監督に従う必要がある。

また、課外活動においては、基礎的な体力や体調の管理が必要であり、参加予定者は活動内容を把握した上で、自身の体調などを考慮し、場合によっては参加を見合わせることも重要である。

### 2.2 安全管理体制

課外活動時の安全管理については、各団体が顧問教員の全般的な指導・助言の下に行い、必要に応じて学務部学生支援課と連携を図るものとする。

課外活動は、学生が主体性をもって行われるものであることから、各団体の中で安全管理担当者や緊急時の連絡体制等を予め定めておくこと。なお、安全対策については、日ごろから安全管理担当者の統括の下、参加者相互により確認しておくことが必要である。

また、顧問教員は、本マニュアルを踏まえた課外活動における安全面のへの配慮や助言を行うものとする。

### 2.3 活動計画

課外活動を行う団体の代表者等は、事故防止、安全対策に留意した計画を立てる。

- ① 代表者は、課外活動の内容や活動場所に関するできるだけ正確な情報を参加者に明示すること。
- ② 代表者は、活動の計画にあたり、活動場所の状況について、特に危険性や過去の事故事例に留意したうえ、十分な情報収集にあたる。
- ③ 代表者は、収集した情報をもとに活動場所が適切か否かを検討のうえ、状況によっては、課外活動を中止または活動場所を変更する。

- ④ 代表者は、参加学生の人数に応じて、通常時と緊急時の役割を決め、全員でその内容を確認しておく。なお、役を割り当てられた者も被災する可能性もあるので、予備の役割も決めておく。

## 2.4 計画・実施に関する届出

課外活動の実施にあたって、代表者は、事故防止・安全対策に留意した活動計画を立案のうえ、学外で活動を行う場合は、「合宿・遠征届」を顧問教員の承認を得たうえで、学務部学生支援課課外活動支援係へ提出すること。

なお、学外者と合同練習などの活動を本学施設において行う場合は、「学外団体利用届」を学務部学生支援課課外活動支援係へ提出すること。

また、顧問教員は、合宿や対外試合等の活動計画を確認する際に、社会常識的に見て危険な活動が予定されていることを把握した場合は、事故防止のために活動計画の変更を求める等の指導を行うものとする。

### (1) 合宿・遠征届

- ① 代表者は、宿泊を伴う場合や福岡県外へ遠征を行う場合は、活動場所での事故防止・安全対策に留意した計画を立案のうえ、事前に「合宿・遠征届」を顧問教員の承認を得たうえで、学務部学生支援課課外活動支援係へ提出する。
- ② 届出にあたっては、参加者名簿を添付する。
- ③ 適切な安全管理に関する計画の確認にあたっては、代表者や経験者間でクロスチェックを行うことが望ましい。
- ④ 事前に緊急時の連絡体制を大学への連絡先や関係者の電話番号を含め明記し、整備する。
- ⑤ 期間中の交通手段と車輛の車種、ナンバーを明記する。

### (2) 学外での試合・練習届

- ① 代表者は、学外（福岡県内）で試合や練習を行う場合は、事前に「学外での試合・練習届」を顧問教員の承認を得たうえで、学務部学生支援課課外活動支援係へ提出する。
- ② 緊急時に備え、期間中の責任者の連絡先を把握しておく。
- ③ 期間中の交通手段と自動車、レンタカー、バス等による移動の場合は、車輛の車種、ナンバーを明記する。

### (3) 事故届

- ① 代表者は、事故が発生した場合後、速やかに「事故届」に必要な連絡事項（いつ、どこで、誰に、何が起こって、どうなった、どう対応した）を記載し、学務部学生

支援課課外活動支援係へ提出する。

- ② 救急車等の緊急車両で搬送される事故の場合は、代表者は、電話で平日（8:30～17:00）であれば、学務部学生支援課課外活動支援係へ連絡する。土日祝日、または平日の上記時間外であれば、伊都キャンパス正門守衛所、または箱崎キャンパス小松門守衛所へ連絡する。

## 2.5 実施にあたって

課外活動の実施にあたり、代表者は、課外活動に関する注意事項や事故対策などを熟知のうえ、安全に万全の対策を講じる。

- ① 代表者は、参加者に対して課外活動に関する事前指導、ガイダンスなどを実施し、その中で課外活動における安全・健康管理、事故防止・対応を周知徹底する。
- ② 参加者が多い場合は、烏合の衆とならないように班分けし、各班に班長・次長などを配置するとともに、班内での自己紹介などを通じて班員の相互理解を強めておくことが望ましい。また、班長、次長らが自らの役割を十分認識するよう普段から役割の重要性について共通認識を持つようにしておくこと。

※集団活動における安否確認や自己対応は班単位で行う方が円滑に実施できる。

また、事故や災害によっては集団がばらけることがあり、事故対応などを学生自身で行う必要が生じることがある。

- ③ 代表者は、事前指導やガイダンスにおいて、参加者の疑問や不安に思う点などを収集し、参加者の視点を取り入れ、計画時に立案した安全対策を改善する。
- ④ 代表者は、改善した安全対策について、参加者全員に周知する。
- ⑤ 活動内容や活動場所によっては、事前の届出や許可を得る必要のある場合があるため、消防や警察等への届出も含め、予め確認のうえ、実施前に所定の手続きを行う。

## 2.6 実施後の取り組み

課外活動実施後、代表者等は、以下の事項を行う。

- ① 帰着報告  
学外においては課外活動を行った場合、活動終了後、速やかに顧問教員へ帰着を報告する。
- ② 反省会  
課外活動終了後に、反省会を開き、安全対策に関する反省点と改善点をまとめ、次回以降の課外活動の適切な運営に活かす。

## 2.7 保険

大学公認団体に所属している学生が、課外活動を行う場合は、必ず「学生教育研究災

害傷害保険」(以下、「学研災」という。)に加入する。

なお、学研災の補償内容は限定的であるため、課外活動の活動内容や活動場所に応じて、その他の適切な保険についても検討する必要がある。特に山岳登山やハンググライダー搭乗など学研災の適用とならないケースがあるので、事前に確認の上、それらの活動を行う場合は、山岳保険などケースに応じた保険に加入しておくこと。

また、非公認団体等についても、適宜、スポーツ保険等に加入しておくこと。

※参考)

- ・ 学生教育研究災害障害保険 (学研災)  
公益財団法人 日本国際教育支援協会HP  
<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>
- ・ 野外活動保険、山岳保険の例  
モンベル野外活動保険、山岳保険  
<http://hoken.montbell.jp>

### 第3章 安全対策

#### 3.1 全般的な安全対策

課外活動における事故防止は、原則として各団体が自主的に配慮すべきものであり、顧問教員が常に指導監督しなければならないものではない。故に課外活動では、小さな事故でも死亡事故につながる可能性がある。自身の経験を過信せず、以下に記述するような安全確保、災害対応、健康管理、情報収集などを怠らないことが大切である。不測の事態に備え、計画遂行に十分な人員を伴い、常に余力を残した活動に留める必要がある。以下に課外活動における全般的な注意事項について取りまとめた。

##### (1) 計画時の安全対策

- ① 代表者は、顧問教員や団体役員等の中で活動内容に関して十分な打合せを行い、綿密な行動計画を立案する。
- ② 野外での活動を行う場合は、時間的に制約されることが多いので、無理な計画を立てない。特に野外での経験に乏しい学生が多数参加する場合は、ゆとりのある行程を組む。
- ③ 代表者は、野外で活動を行う場合は、可能な限り下見を行うなど、危険箇所等をチェックし、そこに参加者が近づかないように監督する。
- ④ 日ごろ活動を行っていない場所で活動を行う場合は、事前に現地の情報収集に努める。

- ⑤ 緊急時の連絡網（参加者間、現地一大学など）を確立しておく。
- ⑥ 事故が発生した時に備え、活動場所に最寄りの救急病院の位置（移動時間）と連絡先、救急車等の到達時間を調べておく。
- ⑦ 携帯電話やトランシーバーなどは緊急時に有効な連絡手段であるが、通じない場合があるため、あらかじめ緊急時の連絡手段を確保しておく。
- ⑧ 課外活動に応じた装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを準備・点検し、不備があれば修理あるいは更新し、不足があれば充足しておく。
- ⑨ 活動の状況にあわせ、ロープやヘルメット、ライフジャケット等の安全対策に必要な装備を確認し、十分な数を確保しておく。

## (2) 活動前の安全対策

課外活動の実施前には、以下の点に留意して課外活動の準備をする。

- ① 学外で活動する場合、代表者は、行動計画に基づき、「合宿・遠征届」を顧問教員の承認を得たうえ、学務部学生支援課課外活動支援係へ提出する。  
なお、提出にあたっては、参加者名簿を提出すること。
- ② 参加者及び保護者の連絡先（携帯電話番号など）をまとめておく。  
連絡先は、入部時と課外活動参加時で変わっている場合があるので、必ず参加者本人に確認する。
- ③ 参加学生は、「学研災」またはこれに準ずる保険に加入することを原則とする。  
代表者は、課外活動の特性に応じ保険加入を参加の条件とするなどして取り扱う。
- ④ 参加学生に障害等の配慮を有する学生がいる場合、課外活動において配慮すべきことを検討し、その対応に関して準備しておく。
- ⑤ 課外活動実施中の緊急連絡網（参加者間、現地一大学など）を確認する。
- ⑥ 代表者は、参加学生の人数に応じて十分な人数の経験者やOB等を配置し、自身の負担を減らし、参加者全員の安全管理に配慮できる余裕を作る。
- ⑦ 代表者や経験者、OB等の中で活動内容に関して十分な打合せを行い、安全管理の共通理解を深め、各自の役割分担を明確にしておく。なお、代表者が被災することもあるので、予備の役割分担も立案しておく。
- ⑧ 代表者は、課外活動に応じた装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを揃え、再点検し、不備があれば修理あるいは更新し、不足があれば充足しておく。
- ⑨ 緊急時に、救急車の手配が困難な場合を考え、救急処置を習得するとともに、応急処置に必要な最低限のファーストエイドキットを準備する。
- ⑩ 参加者には、課外活動に応じた個人装備・服装を準備させる。参加者が個人装備・服装を忘れた場合に備え、予備の個人装備・服装を若干数揃えておく。  
なお、水辺での活動においては、水深に関わらずライフジャケットを携行すること。

- ⑪ 現地への移動における交通事故や、現地での突発的な事故に遭遇するなどの危険性が常につきまとうので、参加者には健康保険証または写しを携帯させる。
- ⑫ 参加者には、課外活動時に健康な状態で参加できるよう健康に留意させる。また、参加学生に持病の有無を確認し、必要に応じて参加の可否を検討する。
- ⑬ 活動開始時のオリエンテーションなどでは、挨拶・自己紹介・アイスブレイクなどを通じて参加者相互にコミュニケーションがとれる関係づくりを行う。代表者が参加学生の氏名を覚えるだけでなく、参加者が相互に氏名で呼び合える関係を構築しておくことが重要である。
- ⑭ 参加学生が多い場合、烏合の衆とならないように班分けし、各班に班長・次長などを配置し、班単位でも安全体制を構築しておくことが望ましい。

### (3) 活動開始時の安全対策

課外活動の開始時には、以下の点に留意する。

- ① 代表者は、課外活動実施期間の気象予報を収集し、課外活動の実施が困難であると判断された場合は、課外活動を中止する。
- ② 代表者は、行動計画、「合宿・遠征届」の内容を十分に確認しておく。
- ③ 代表者は必要な装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどが揃っているか点検する。
- ④ 参加者全員で、活動の目的・方法、安全管理の留意事項・役割を確認する。
- ⑤ 参加者の健康状態を確認し、健康な状態で課外活動に参加できそうにない場合には、課外活動に参加させない。
- ⑥ 代表者は、必要に応じて装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを参加者に配布し、使用方法を説明し、必要があれば試行しておく。
- ⑦ 参加者が個人で揃えておくべき装備・服装・飲食類などの所持を確認し、不足している場合は予備の個人装備・服装・飲食類などを貸し出す。  
なお、水辺での活動においては、水深に関わらずライフジャケットを携行すること。
- ⑧ 連絡用の携帯電話の充電やトランシーバーの電池の残量が十分であることを確認しておく。なお、非常時に備え、携帯電話は予めGPS機能をオンにしておくことが望ましい。
- ⑨ 参加者の生理的欲求を担保することが大切である。トイレの位置や利用できる時間を伝達する。
- ⑩ 活動に応じて、準備運動を実施する。

### (4) 活動実施中の安全対策

課外活動の実施時には、以下の点に留意する。

- ① 代表者は、行動計画、「合宿・遠征届」を携行し、その内容を随時確認する。
- ② 参加者は常に安全の確保に心がけて活動する。
- ③ 初心者や経験が不足する者が参加する場合は、代表者等が常に行動を共にする等、単独行動にならないよう注意する。
- ④ 過労な活動は控え、健康な状態で活動する。
- ⑤ 野外における活動時には単独行動は避けるべきである。やむを得ず単独行動を行う場合には、必ず、その後の行動について他の参加者と詳細に話し合った上で行うこと。
- ⑥ 野外を自動車で移動する場合、路面が悪く、路肩も崩れやすい道も少なくないため、自動車の運転には十分に注意する。
- ⑦ 気象に起因する災害は、予期せぬ事態が起り得ることを想定しておくことが必要であり、課外活動地域での気象状況の把握は極めて大切である。課外活動にあたっては、その都度、携帯電話・ラジオなどで気象状況を把握し、気象の急激な変化に注意する。また、活動中も天候の変化等に細心の注意を払う。天候急変時は無理に活動しない。
- ⑧ 課外活動中は些細な危険が大きな事故につながる可能性があることを常に留意し、危険要因に気付いた場合は、小さな危険要因であっても他の参加者に知らせる。
- ⑨ 使用する機械器具等は、取扱方法を確認し、事故が起こらないよう正しく使用する。
- ⑩ 活動中に適宜点呼を取り、参加者の安否を確認する。

#### (5) 活動実施後の安全対策

活動終了後、代表者は、速やかに顧問教員に帰着を報告する。

課外活動終了後に、反省会を開き、反省点・改善案、事故があればその内容と対応を記録に残すとともに、次回以降の活動の安全対策に活かす。

持参した装備、安全保護具、ファーストエイドキットなどを点検し、故障しているものがあれば修理あるいは更新し、不足があれば充足し、次回の活動に備え適切に管理する。

#### 3.2 活動別安全対策

課外活動は、文化系、体育系はもとより各団体、競技、種目等により活動する場所や内容も千差万別である。そのため、安全対策は、各活動団体等が活動内容に応じて、適切な安全対策を行う必要がある。

## 第4章 事故が発生したら

### 4.1 事故発生時の対応

#### (1) 事故発生時の把握と対処

事故・災害などで人身事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて、安全に、迅速に対処する。事故が発生したら、以下の手順で対処する。

- ① 事故状況の把握
- ② 参加者の安全確保・安否確認
- ③ 救護者の安全確保
- ④ 被災者への接近
- ⑤ 救護者・被災者の安全確保
- ⑥ 被災者の傷病状況確認
- ⑦ 119番通報あるいは医療機関への被災者の搬送
- ⑧ 救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

事故・災害に対しては決して一人で対処せず、

- 全体を統括して指示を出すリーダー
- 被災者の救急蘇生にあたる者
- 事故や災害の被害拡大防止に対処する者
- 119番通報や医療機関などに連絡する者

などに手分けをして対応する。原則として団体の代表者がリーダーとなるが、団体の代表者自身が被災することもある。したがって、事前に定めた役割分担で対処できない場合は、予備の役割分担に切り替えるか、状況に応じて現場でリーダーおよび補助者の役割を決めて対処する。

参加者以外で、周囲から救助者を集めることができる場合、周囲から応援を求める。

#### ① 事故状況の把握

事故の状況をできるだけ素早く正確に把握する。

#### ② 参加者の安全確保・安否確認

事故現場の危険性・安全性を確認し、状況に応じて参加者を避難させ、参加者の安全を確保し、参加者の安否を確認する。

#### ③ 救護者の安全確保

被災者を直接救護するにあたっては、自分たちの能力で可能か、二次被害に巻き込まれる恐れはないかなど安全確保を第一に冷静な判断を行う。被災者の救護に当たる場合、まず自分（救護者自身）の安全を確保する。救護を行う場合、救護者自身の安全確保が第一義の命題である。

④ 被災者への接近

救護者の安全が確保された後、被災者への接近方法について検討する。被災者への接近が安全に行えると判断されれば、被災者に接近する。被災者への接近の安全性が確保できない場合は、被災者へ接近せず、119番通報して消防署などの救命専門機関の救援を待つ。

⑤ 救護者・被災者の安全確保

被災者に接近した後、必要に応じて、救護者および被災者の安全が確保できる場所に移動する（5.2 「被災者の安全確保と体位」参照）。

⑥ 被災者の傷病状況確認

被災者に声を掛け、意識（反応）を確認する。119番通報あるいは早急に医療機関に搬送すべき症状には、以下のようなものがある（東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策WG, 2011）

- 意識がない、またはぼんやりしている（大きな声で呼びかけても返事が鈍いなど）
- 呼吸が弱い、または呼吸が荒く早い
- 激しく咳き込んでいる
- 顔面が蒼白、冷汗をかいている
- なまあくびをしている
- 出血が多い（圧迫しても出血が止まらない）
- 四肢に麻痺（運動障害）がある
- 骨折・脱臼が疑われる
- 広い範囲のやけど（上肢全体、下肢の半分以上、体幹の1/4以上）
- 火炎による顔のやけど
- 眼の傷害

⑦ 119番通報あるいは医療機関への被災者の搬送

救助、搬送が必要な際は救援を要請する。【救急119 警察110 海難118】

119番通報による救助要請にあたっては、主に次のようなことを聞かれるので、正確に内容を伝える。

- 火災か救急か
- 事故か急病か
- 誰がどうしたか（事故の状況）
- 被災者の性別・年齢

- ケガ等の状況・意識の有無
- 通報者の名前・電話番号

携帯電話からは必ずしも直近の消防本部等に繋がるとは限らないため、落ち着いて現場の位置（住所または必要に応じて目標物、目印、地形等）をできるだけ正確に伝える。また、非常時に備え、携帯電話の GPS 機能がオンになっているか確認する。

119 番通報を終えたら、以下の手順で救急車対応する。

- 救急車を待つ。
 

救急車対応できる救護者がいる場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に出て、救急車を待つ。救急車対応できる救護者がいない場合は、事故現場付近の目標物付近や目立ちやすい場所に事故現場であることが分かる目印を置く（その内容は 119 番通報時に伝えておく）。
- 救急車が到着したら、次のことを報告する。
  - ・ 救急車が到着するまでに行った手当の内容
  - ・ 救急車が到着するまでの被災者の状態
- 救急車に同乗する。
 

救急車対応できる救護者がいる場合は、救護者も救急車に同乗する。

#### ⑧ 救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

被災者には、必要に応じて救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）を行う。救急蘇生は、第 5 章に記載の救急蘇生法に従って実施する。119 番電話を通じて救急蘇生の指導がある場合、その指示に従う。

#### (2) 大学・顧問教員・保護者への連絡、現地での事故後の対応

団体の代表者またはリーダー（以下、「リーダー」という。）は、事故発生にあたって参加者の安全確保、被災者の救助を優先した後、

- ① 大学の緊急時連絡先
- ② 顧問教員の緊急時連絡先
- ③ 被災者の保護者連絡先

に連絡を入れるよう手配する。

連絡の際には、緊急連絡である旨を明確にした上で、事故状況

- 被災の日時・場所
- 被災者の氏名・所属・学年等
- 事故への対応
- 被災者の容体、搬送先

などを伝える。併せて、

- リーダーの氏名
- 現地連絡担当者の氏名
- 現地連絡担当者の連絡先（常時連絡できる電話など）
- 現地での滞在場所

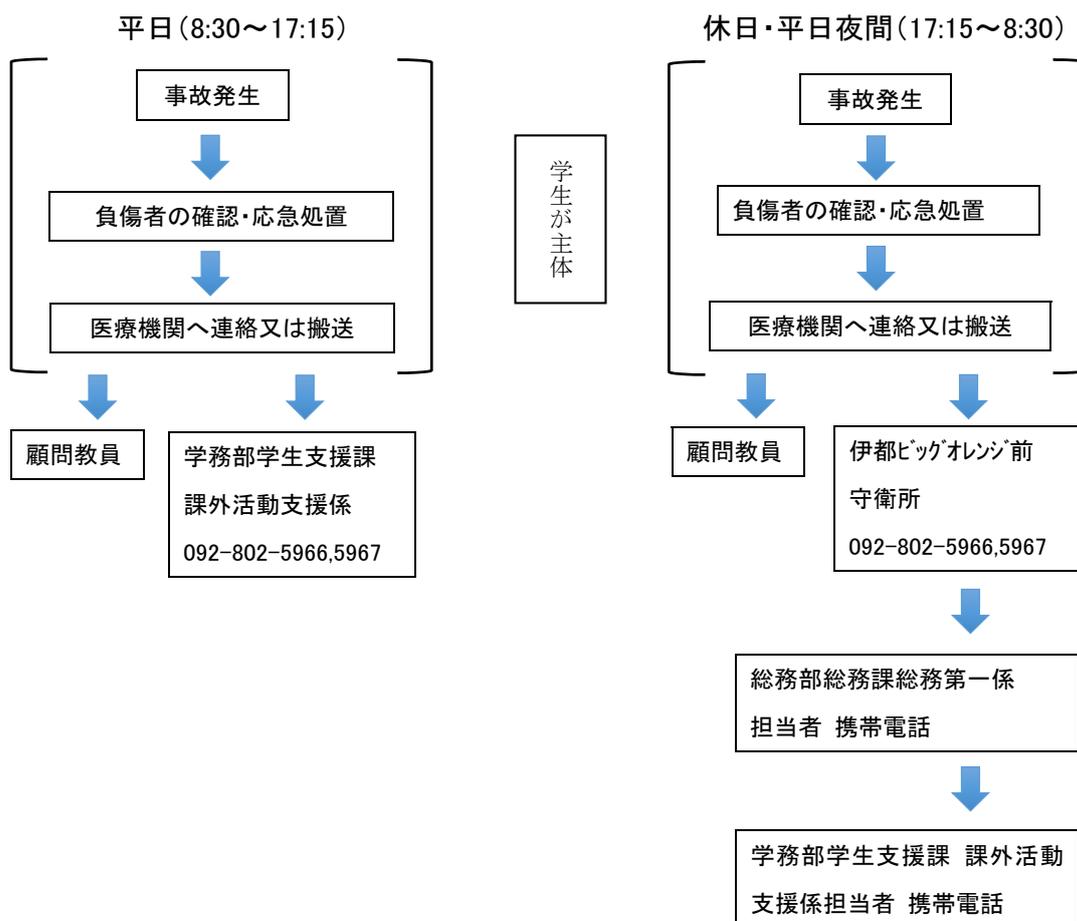
を伝え、以後は大学と相談のうえ現地での対応にあたる。

なお、リーダーは現地での記録者を定め、

- 事故発生
- 対応
- 連絡
- 医療機関における対処

などについて関連の記録（内容、時刻等）を残す。

### 【事故対応フロー】



## 第5章 救急蘇生

事故・災害などによって人身事故が発生した場合、救急蘇生を行うことによって、傷病の悪化を防ぐことが期待できる。救急蘇生には、ファーストエイドと一次救命処置がある。ファーストエイドとは、急な病気やけがをした人を助けるためにとる最初の行動をいう。一次救命処置とは、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために、胸部圧迫や人工呼吸による心肺蘇生と AED（自動体外式除細動器）を用いた緊急の救命処置をいう。

### 5.1 救急蘇生の基本

事故・災害などで人身事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて、安全に、迅速に対処する。救急蘇生は、以下の手順で実施する。救急蘇生は特別な資格をもたない者でも比較的 safely に実施できるが、そのために 119 番への通報や医療機関への搬送が遅れないようにすることが重要である。

- ① 事故状況の把握
- ② 参加者の安全確保・安否確認
- ③ 救護者の安全確保
- ④ 被災者への接近
- ⑤ 救護者・被災者の安全確保
- ⑥ 被災者の傷病状況確認
- ⑦ 119 番通報あるいは医療機関への被災者の搬送
- ⑧ 救急蘇生（ファーストエイド、一次救命処置）

### 5.2 被災者の安全確保と体位（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会、2015）

被災者に接近した後、必要に応じて、救護者および被災者の安全が確保できる場所に移動する。

被災者が望む姿勢にして安静を保つ。心肺蘇生が必要な場合には仰向け（仰臥位）にする。この場合、頭や首（頸椎）がねじれないように頭を支えながら仰向けにする。

反応はないが普段どおりの呼吸をしている傷病者は、横向きに寝た姿勢（回復体位）にして、喉の奥の空気の通り道が狭まったり、吐物で詰まったりすることを予防する。回復体位では傷病者の下になる腕を前に伸ばし、上になる腕を曲げ、その手の甲に傷病者の顔を乗せるようにする。横向きに寝た姿勢を安定させるために、傷病者の上になる膝を約 90 度曲げ前方に出す（図 5.1）。

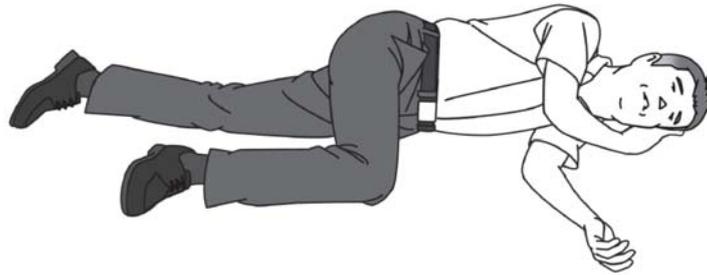


図5.1 回復体位（厚生労働省、2015）

自動車にはねられたり、高所から落ちた場合、あるいは顔や頭に大きなけががある場合、首の骨（頸椎）を痛めている可能性がある。このような場合には傷病者の首の安静を保つ必要がある。傷病者の頭を手で両側から包み込むように支えて、首が大きく動かないようにする（図5.2）。この場合、頭を引っ張ったり曲がっている首を戻そうとしたりせず、そのままの位置で保持する。



図5.2 首が動かないように頭を両手で支える（厚生労働省、2015）

### 5.3 ファーストエイド（日本救急医療財団心肺蘇生法委員会）

#### (1) すり傷、切り傷への対応

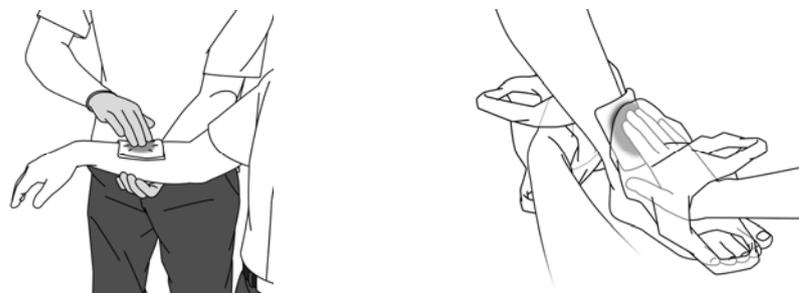
土や砂などで汚れた傷口をそのままにしておくとは膿したり、傷の治りに支障をきたす場合がある。予防接種をしていない場合や接種から年月が経っている場合、後で破傷風になる心配もある。可能であれば、傷口をすみやかに水道水など清潔な流水で十分に洗う。深い傷や汚れがひどい傷では、洗浄後は傷口の清潔を保ってすみやかに医師の診察を受ける。

#### (2) 出血への対応

けがなどで出血が多い場合、命の危険があり、できるだけ早い止血が望まれる。出血部位を見つけ、そこにガーゼ、ハンカチ、タオルなどを当てて、その上から直接圧迫して止血を試みる（直接圧迫止血法）。圧迫にもかかわらず、出血がおさまらない場合、圧迫位置が出血部位から外れていたり、圧迫する力が弱いことなどが考えられる。救急隊が到着するまで出血部位をしっかりと押さえつづける。

止血のさいに救助者が傷病者の血液に触れて感染症にかかる危険はわずかであるが、

念のために、可能であれば救助者はビニール手袋を着用するか、ビニール袋を手袋の代わりに使用するとよい（図 5.3）。



ビニール手袋を着用してガーゼなどで  
出血部を圧迫する

手袋の代わりにビニール袋を利用する

図5.3 直接圧迫止血法（厚生労働省、2015）

なお、直接圧迫止血法で出血が止まらない場合にベルトなどで手足の根元を縛る方法もあるが、神経などをいためる危険性があるので、訓練を受けた人以外には推奨できない。

### (3) 捻挫、打ち身（打撲）、骨折への対応

捻挫や打ち身（打撲）は、冷却パック・氷水などで冷やす。けがをした部位の冷却は内出血や腫れを軽くする。冷却パックを使用する際には、皮膚との間に薄い布などをはさんで直接当たらないようにする。

けがで手足が変形している場合は骨折が強く疑われる。変形した手足を固定することで、移動する際の痛みを和らげたり、さらなる損傷を防ぐことができる。固定には添え木や三角巾などを使用する。変形した状態を元に戻す必要はない。

### (4) 熱中症への対応

熱中症は重症化すると死に至る緊急事態である。立ちくらみ、こむらがえり、大量の汗といった症状だけなら、傷病者を涼しい場所で安静にさせ、塩分を含んだ飲み物（経口補水液、スポーツドリンクなど）を与えながら体を冷やす。頭痛や吐き気、倦怠感があるときは医療機関を受診する。「意識がもうろうとしている」、「体温が極端に高い」などの症状がある場合、ただちに 119 番通報し、救急隊が到着するまで体を冷やし続ける。

体を冷やすために、氷のうや冷却パックなどを用いるときは、脇の下、太ももの付け根、首などに当てる、それよりも衣服を脱がせて体を濡らし、うちわや扇風機で風を当てるほうが効果的で安全である。

### (5) やけどへの対応

やけどをすぐに冷やすことにより、悪化を防ぎ、治りを早める。すみやかに水道の流水で痛みが和らぐまで 10 分以上冷やす。氷や氷水で冷却すると、やけどが悪化することが

ある。やけどの範囲が広い場合、できるだけ早く医師の診察を受ける。またこの場合、冷却しつづけると体温が極端に下がることがあるので、過度な冷却は避ける。

水疱（水ぶくれ）は傷口を保護する効果をもっている。水疱ができている場合、つぶれないようにそっと冷却し、触らないように保護する。

#### (6) 凍傷への対応

凍傷は、指先や皮膚の露出部が強い寒冷にさらされて傷害を受けた状態である。まず、濡れた衣服は脱がせ、乾いた毛布や衣服で覆うなどして、体温の低下を防止する。次に、患部を擦らないようにしてぬるま湯で温める。ただし、凍傷部位が再び強い寒冷にさらされる可能性がある場合や、医療機関が近くにある場合は、温めないですみやかに医師の診察を受ける。凍傷部位は締めつけない。また、足が凍傷になった場合には体重をかけないようにする。

#### (7) 溺水時の対応

溺れている人の救助は、消防隊やライフセーバーなどの救助の専門家に任せるのが原則である。溺れている人を見つけたら、ただちに 119 番（海上では 118 番）などで救助の専門家に通報する。水面に浮いて助けを求めている場合には、つかまって浮くことができそうな物を投げ入れる。さらにロープがあれば投げ渡し、岸に引き寄せる。水没したら、水没した場所がわかるように目標を決めておく。救助の専門家が到着したら、その目標を伝える。

浅いプールなど確実に救助者の安全が確保できる環境であれば、救助の専門家の到着を待たずに水没した人を引き上げる。水の流れがあるところや、水底が見えなかったり、水深がわからない場合は水に入らない。水から引き上げたら、一次救命処置（p.17）の手順に従って反応や呼吸を確認する。その際、水を吐かせるために溺れた人の腹部を圧迫する必要はない。

#### (8) アナフィラキシーへの対応

特定の物質に対する重篤なアレルギー反応をアナフィラキシーという。アナフィラキシーでは気道（肺への空気の通り道）が狭くなって息ができなくなったり、血圧がひどく下がったりして命にかかわることもある。このような症状が起きた場合、ただちに 119 番通報する。

このような場合には、アドレナリンという薬の一刻も早い使用が望まれる。このため、過去にアナフィラキシーで重い症状がでた人の中には、医師から処方されたアドレナリンの自己注射器（エピペン®：図 5.4）を持っている人がいる（たとえば、ハチに刺される危険性の高い林業関係者や、食べ物にアレルギーのある人など）。傷病者自身が使用できない場合には、エピペン®を使用できるように助ける。



エピペン®を皮膚に押し当てる

図5.4 エピペン® (厚生労働省、2015)

#### (9) その他

高山病、雪眼炎（ゆきめ）、潜水病、動物が媒介する疾患などのフィールドごとに配慮を要する事項については、必要に応じ情報収集等に努める必要がある。

#### 5.4 一次救命処置

一次救命処置とは、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED を使ったりする緊急の処置のことを指す。ここでは、一次救命処置のうち、心肺蘇生の方法と AED の使用方法について順を追って説明する。

##### (1) 心肺蘇生の手順

###### ① 安全を確認する

誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れているところを発見した場合、まず周囲の状況が安全かどうかを確認する。車の往来がある、室内に煙がたち込めているなどの状況があれば、それぞれに応じて安全を確保する。自分自身の安全を確保することは傷病者を助けることよりも優先される。暴力行為を受けたり、火事や感電事故に巻き込まれる危険がある場合、傷病者に近づかず、警察や消防の到着を待った方がよいこともある。

###### ② 反応を確認する

安全が確認できたら、傷病者の反応を確認する。傷病者の肩を優しく叩きながら大声で呼びかけたときに、目を開けるなどの応答や目的のある仕草があれば、反応があると判断する。突然の心停止が起こった直後には引きつるような動き（けいれん）が起こることもあるが、この場合は呼びかけに反応しているわけではないので、「反応なし」と判断する。

「反応なし」と判断した場合や、その判断に自信が持てない場合は、心停止の可能性を考えて行動する。「誰か来てください！ 人が倒れています！」などと大声で叫んで応援

を呼ぶ。

### ③ 119 番通報をして AED を手配する

そばに誰かがいる場合は、その人に 119 番通報をするよう依頼する。また近くに AED があれば、それを持ってくるよう頼む。できれば「あなた、119 番通報をお願いします」、  
「あなた、AED を持ってきてください」など、具体的に依頼するのがよい。

119 番通報するときは落ち着いて、できるだけ正確な場所と、呼びかけても反応がないことを伝える。もしわかれば、傷病者のおよその年齢や、「突然倒れた」、「けいれんしている」、「体が動かない」、「顔色が悪い」など倒れたときの状況も伝える。

119 番通報をすると電話を通して、あなたや応援に来てくれた人が行うべきことの指導がある。AED が近くにある場合、その場所を教えてもらえることもある。また、電話を通して「胸骨圧迫ができますか」と尋ねられるので、自信がなければ指導を求め、落ち着いて従う。

大声で叫んでも誰も来ない場合、心肺蘇生を始める前に 119 番通報と AED の手配をあなた自身が行わなければならない。この場合、AED を取りに行くために傷病者から離れてよいのか心配になるかもしれない。すぐ近くに AED があることがわかっているならば、あなた自身で AED を取りに行く。

### ④ 呼吸を観察する

心臓が止まると普段どおりの呼吸がなくなる。

傷病者の呼吸を観察するには、胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がったり下がったりする）を見る。胸と腹部が動いていなければ、呼吸が止まっていると判断する。呼吸が止まっていれば心停止なので、胸骨圧迫を開始する。

一方、突然の心停止直後には「死戦期呼吸」と呼ばれるしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることも少なくない。このような呼吸がみられたら心停止と考えて、胸骨圧迫を開始する。普段どおりの呼吸かどうかはわからないときも、胸骨圧迫を開始する。

呼吸の観察には 10 秒以上かけないようにする。約 10 秒かけても判断に迷う場合、「普段どおりの呼吸がない」、すなわち心停止とみなす。

反応はないが普段どおりの呼吸がある場合、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待つ。特に呼吸に注意して、呼吸が認められなくなったり、呼吸が普段どおりではなくなった場合には、心臓が止まったとみなして、ただちに胸骨圧迫を開始する。

### ⑤ 胸骨圧迫を行う

呼吸の観察で心停止と判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始する。

(a) 圧迫の部位

胸の左右の真ん中に「胸骨」と呼ばれる縦長の平らな骨がある。圧迫するのはこの骨の下半分である。この場所を探すには、胸の真ん中（左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中）を目安にする（図 5.5）。

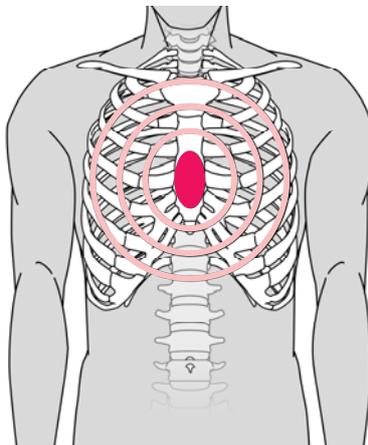


図5.5 胸骨圧迫をする場所（厚生労働省、2015）

(b) 圧迫の方法

胸骨の下半分に一方の手のひらの基部(手掌基部)を当て、その手の上にもう一方の手を重ねて置く。重ねた手の指を組むとよい。圧迫は手のひら全体で行うのではなく、手のひらの基部(手掌基部)だけに力が加わるようにする。指や手のひら全体に力が加わって肋骨が圧迫されるのは好ましくない。垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐに伸ばし、圧迫部位(自分の手のひら)の真上に肩がくるような姿勢をとる。

(c) 圧迫の深さとテンポ

傷病者の胸が約 5cm 沈み込むように強く、速く圧迫を繰り返す（図 5.6）。

圧迫の強さが足りないと十分な効果が得られないので、しっかり圧迫することが重要である。小児では胸の厚さの約 1/3 沈み込む程度に圧迫する。成人でも小児でも、こわごわと圧迫したのでは深さが足りずに十分な効果が得られない。

強く、速く圧迫しつづけるように心がける。ただし、体が小さいため両手では強すぎる場合は片手で行う。

圧迫のテンポは 1 分間に 100～120 回である。胸骨圧迫は可能な限り中断せずに、絶え間なく行う。

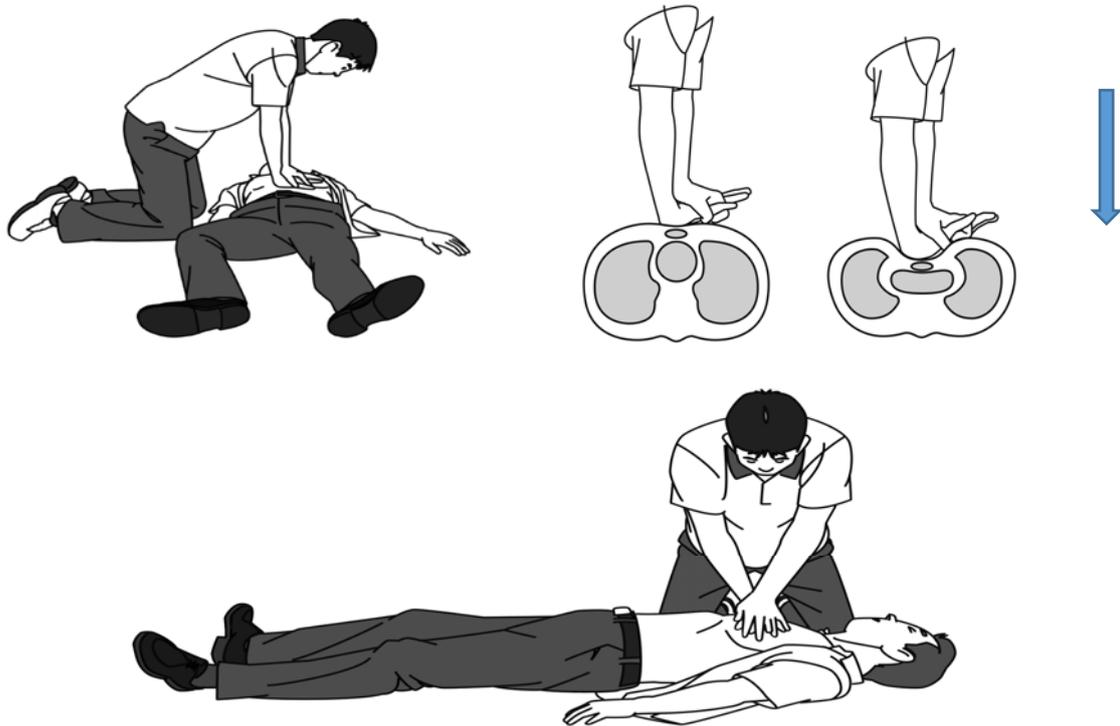


図5.6 胸骨圧迫の方法（厚生労働省、2015）

(d) 圧迫の解除

圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めている間）は、胸が元の高さに戻るように十分に圧迫を解除することが大切である。ただし、圧迫を解除するために自分の手が傷病者の胸から離れると、圧迫位置がずれることがあるので注意が必要である。

(e) 救助者の交代

成人の胸が約 5 cm 沈むような力強い圧迫を繰り返すには体力を要する。疲れてくると気がつかないうちに圧迫が弱くなったり、テンポが遅くなったりするので、常に意識して強く、速く圧迫する。ほかに手伝ってくれる人がいる場合は、1～2 分を目安に役割を交代する。交代による中断時間をできるだけ短くすることが大切である。とくに人工呼吸を行わず胸骨圧迫だけを行っている場合、より短い時間で疲れてくるので、頻繁な交代が必要になる。

(f) 胸骨圧迫 30 回と人工呼吸 2 回の組み合わせ

講習を受けて人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思がある場合、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせる。胸骨圧迫と人工呼吸の回数は 30 : 2 とし、この組み合わせを救急隊員と交代するまで繰り返す。

人工呼吸のやり方に自信がない場合や、人工呼吸を行うために傷病者の口に直接接触

することにためらいがある場合、胸骨圧迫だけを続ける。

#### (g) AED を使用する

AED は、音声メッセージとランプで実施するべきことを指示するので、それに従う。AED を使用する場合も、AED による心電図解析や電気ショックなど、やむをえない場合を除いて、胸骨圧迫をできるだけ絶え間なく続けることが大切である。

AED 使用の手順は以下で確認すること。

#### (h) 心肺蘇生を続ける

心肺蘇生は到着した救急隊員と交代するまで続けることが大切である。効果がなさそうに思えても、あきらめずに続ける。

傷病者に普段どおりの呼吸が戻って呼びかけに反応したり、目的のある仕草が認められた場合は心肺蘇生をいったん中断するが、判断に迷うときは継続する。心肺蘇生を中断した場合、反応の有無や呼吸の様子を繰り返しみながら救急隊の到着を待つ。呼吸が止まったり、普段どおりでない呼吸に変化した場合、ただちに心肺蘇生を再開する。

## (2) AED 使用の手順

### ① AED を持参する

AED は多くの場合、図 5.7 に示すように、AED のマークが目立つように貼られた専用のボックスの中に置かれている。AED を取り出すためにボックスを開けると、警告ブザーが鳴る。ブザーは鳴りっぱなしにしたままでよいので、すぐに傷病者のもとに持参する。



図5.7 AEDの設置状況事例（厚生労働省、2015）

### ② AED を準備する

心肺蘇生を行っている途中で AED が届いたら、すぐに AED を使う準備に移る。AED を傷病者の頭の近くに置く（図 5.8）。



図5.8 AEDの位置（傷病者の頭の近く）（厚生労働省、2015）

### ③ 電源を入れる

AEDの電源を入れる。機種によって、ボタンを押して電源を入れるタイプと、ふたを開けると自動的に電源が入るタイプ（電源ボタンはない）がある。

電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作する。

### ④ 電極パッドを貼り付ける

傷病者の胸から衣服を取り除き、胸をはだける。ボタンやホックが外せない場合や、衣服を取り除けない場合には、衣服を切る必要がある。

AEDのケースに入っている電極パッドを袋から取り出す。電極パッドや袋に描かれているイラスト（図5.9）に従って、2枚の電極パッドを肌に直接貼り付ける（図5.9）。イラストに描かれている貼り付け位置は、胸の右上（鎖骨の下で胸骨の右）と、胸の左下側（脇の下から5～8cm下、乳頭の斜め下）である。電極パッドを貼り付ける間も胸骨圧迫を続ける。

電極パッドは傷病者の肌にしっかり密着させる。電極パッドと肌の上に空気が入っていると電気がうまく伝わらない（図5.10）。

機種によっては、電極パッドから伸びているケーブルの差込み（プラグ）をAED本体の差込み口に挿入する必要がある。AEDの音声メッセージに従って操作する。

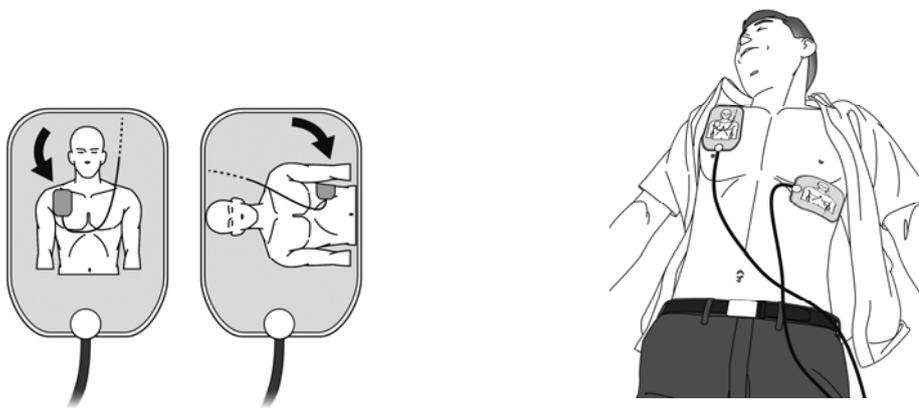


図 5.9 電極パッドの貼り付け位置。胸をはだけて電極パッドを肌に貼り付ける。  
(厚生労働省、2015)

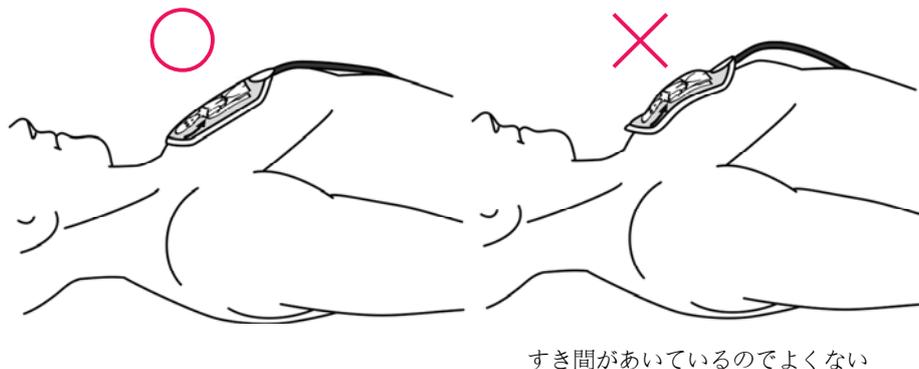


図5.10 電極パッドは肌に密着させる (厚生労働省、2015)

#### ⑤ 心電図の解析

電極パッドが肌にしっかり貼られると、そのことを AED が自動的に感知して、「体から離れてください」などの音声メッセージとともに、心電図の解析を始める。

周囲の人にも傷病者から離れるよう伝え、誰も傷病者に触れていないことを確認する。傷病者の体に触れていると、心電図の解析がうまく行われな可能性はある。

#### ⑥ 電気ショックを与え、心肺蘇生を再開する

##### (a) 電気ショックの指示が出たら

AED は心電図を自動的に解析し、電気ショックが必要な場合には、「ショックが必要です」などの音声メッセージとともに自動的に充電を開始する。周囲の人に傷病者の体に触れないよう声をかけ、誰も触れていないことをもう一度確認する。

充電が完了すると、連続音やショックボタンの点灯とともに「ショックボタンを押してください」など電気ショックを促す音声メッセージが流れる。これに従ってショックボタ

ンを押して電気ショックを行う。このとき AED から傷病者に強い電気が流れ、体が一瞬ビクッと突っ張る。

電気ショックのあとは、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。「ただちに胸骨圧迫を開始してください」などの音声メッセージが流れるので、これに従う。

(b) ショック不要の指示が出たら

AED の音声メッセージが「ショックは不要です」の場合は、ただちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。「ショックは不要です」は、心肺蘇生が不要だという意味ではないので、誤解しない。

⑦ 心肺蘇生と AED の手順を繰り返す

AED は 2 分おきに自動的に心電図解析を始める。そのつど、「体から離れてください」などの音声メッセージが流れる。心肺蘇生中はこの音声メッセージを聞きのがさないようにして、メッセージが流れたら傷病者から手を離すとともに、周囲の人にも離れるよう声をかけ、離れていることを確認する。

以後も同様に心肺蘇生と AED の手順を繰り返す。

⑧ 救急隊へ引き継ぐ

心肺蘇生と AED の手順は、救急隊員と交代するまであきらめずに繰り返す。

傷病者に普段どおりの呼吸が戻り、呼びかけに反応したり、目的のある仕草が認められた場合、心肺蘇生をいったん中断して様子を見る。再び心臓が停止して AED が必要になることもあるので、AED の電極パッドは傷病者の胸から剥がさず、電源も入れたままにしておく。

## 5.5 救急用品

野外で活動するあたり携帯すべき一般的な救急用品には以下のようなものがある（東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策 WG, 2011）。野外活動によってはこれ以外の救急用品が必要な場合があるので、野外活動に応じた救急用品を追加する。救急用品はファーストエイドキットなどに入れて携行し、ファーストエイドキットの場所を参加者に周知する。

- ① 絆創膏（大小の複数サイズのもの）
- ② 清潔なガーゼ（袋を開封していないもの）
- ③ 包帯
- ④ 弾性包帯（捻挫などのときに関節固定のため）
- ⑤ 三角巾（肩や上肢の脱臼、骨折のときのため）
- ⑥ 毒吸引器（ポイズンリムーバー。蜂刺傷、蛇咬傷などの際に使用する）

- ⑦ ゴム手袋、プラスチック手袋（負傷者の出血の処置などのため）
- ⑧ 体温計
- ⑨ 滅菌蒸留水（創の洗浄のため）
- ⑩ ヨードホルム系消毒薬（イソジン消毒薬など）
- ⑪ 過酸化水素系消毒薬（オキシフル消毒薬、ピロゾン消毒薬など）
- ⑫ 湿布薬、消炎剤軟膏
- ⑬ 抗ヒスタミン系軟膏（虫刺されなどのため）
- ⑭ ステロイド系軟膏（かぶれなどのため）
- ⑮ 抗生剤軟膏

可能であれば、以下のものを用意することが望ましい。

- ⑯ エピペン自己注射剤（蜂刺傷などでのアナフィラキシーショックの際に使用する）

## 引用文献

日本救急医療財団心肺蘇生法委員会（監修）：救急蘇生法の指針 2015（市民用）

[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu\\_osei/sisin2015.pdf](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_osei/sisin2015.pdf)

東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策WG（編）：野外活動安全衛生管理・事故防止指針 第1版、霞出版社

## 参考文献

- 日本救急医療財団心肺蘇生法委員会監修：救急蘇生法の指針 2015（市民用）  
[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu\\_osei/sisin2015.pdf](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_osei/sisin2015.pdf)
- 東京大学環境安全本部フィールドワーク事故災害対策 WG 編（2011）：野外活動安全衛生管理・事故防止指針 第 1 版、霞出版社
- 日本生態学会野外安全管理委員会編（2008）野外調査の安全マニュアル案。  
<http://www.esj.ne.jp/safety/manual/>（2016.12.22.参照）
- 公益社団法人日本山岳協会（2002）：登山と計画 <http://www.jma-sangaku.or.jp/cominfo/>  
（2016.12.22.参照）
- 九州大学授業実施における安全管理検討 WG：九州大学教育における安全の指針～野外活動編～（2017）

## 九州大学学生団体の顧問教員指針

本指針は、顧問教員が本学学生の課外活動に安心して協力いただけるようその役割等を明文化し、学生の健全な課外活動の運営に資することを目的とする。

## 1. 課外活動の意義

大学における課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・主体的に行う正課教育外の活動であり、その運営は学生自らの判断と責任において行われるものである。

また、課外活動は、個性の成熟、協調性、責任ある行動力、社会性の発達といった学生の豊かな情操と健全な心身を育成するとともに、社会人としての資質の向上など人間形成上、大きな役割を期待されている。

## 2. 課外活動における大学の責務

大学は課外活動の意義を尊重しつつ、一方で教育機関として学生の課外活動団体に対し、必要な助言や指導を通じた安全配慮義務を行う役割がある。そのため、課外活動を行う学生団体に対して、安全配慮義務や大学と学生との調整役としての観点から、本学の教員(教授、准教授、講師及び助教に限る)による顧問教員を置き、基準を満たす団体に対し、公認の課外活動団体として認めている。

課外活動において、万が一、その活動中に事故が起きた場合、学生の自主性の程度、課外活動の内容、大学の関与の程度、大学が事故の発生を予測できた可能性や事故を回避できた可能性等により大学の責任が問われることがあるため、留意が必要である。

## 3. 顧問教員の役割及び責任

## (1) 顧問教員の役割

顧問教員には、課外活動についての助言者、若しくは協力者として、主として次のような役割がある。

- ・ 公認学生団体の活動方針や運営面に対する助言
- ・ 本学課外活動における安全対策マニュアルを踏まえた公認学生団体の安全面への配慮・助言
- ・ 公認学生団体構成員の人的交流への配慮・助言
- ・ 公認学生団体の活動が大学教育の範囲を逸脱しないために与える助言

顧問教員は日常の練習の立会いや指導監督、合宿や対外試合等において、引率・同伴の義務を負うことはないが、活動中の事故等、緊急時における対応は、大学と連携し、迅速に行わなければならない。

また、合宿や対外試合等の活動計画を確認し、事故防止のために事前の助言をする等の配慮を行うとともに、社会常識的に見て危険な活動が予定されていることを把握した場合には、活動計画の変更を求める等、学生を適切に指導する必要がある。

さらに、学生に重篤な事故が生じることのないよう、各団体活動の特性に応じた「安全マニュアル」を作成するなど、団体が合理的かつ安全な計画により活動を行うために、助言を行うものとする。

## (2) 顧問教員の責任

課外活動における事故防止は、原則として各団体が自主的に配慮すべきものであり、顧問教員が常に指導監督をしなければならないものではない。団体活動がスポーツや野外活動等であれば、基本的に危険を伴うものであり、通常の範囲で活動が実施されている限り、学生は予めその危険を承諾しているものと考えられている。

学生が予め承諾している危険とは、例えば、ラグビーにおける骨折などであり、通常の範囲を超えた活動で起こり得る危険性を予め承諾しているとはいえない。

よって、学生が予め承諾している危険性の範囲を超えた活動において事故が発生した場合は、顧問教員の責任を問われる可能性があるため、十分に留意の上、活動内容の変更や中止などの指導・助言を行う必要がある。

## 4. 保険への加入

大学では万一の事故等に備えて、学部学生であれば入学時に学生教育研究災害傷害保険(学研災)といった傷害保険への加入を推奨しているが、特にスポーツや野外活動、その他危険な活動を伴う公認学生団体の顧問教員は、活動内容を考慮し、その活動内容に適した保険に必ず加入するよう指導する。

## 5. 顧問教員の事故対応

課外活動中に、不幸にして事故が発生し、その第一報が顧問教員に届いたときには(現場に居合わせたときも同様に)、顧問教員は学生に対し次のような聞き取りを行い、大学へ報告の上、大学と協力して、その後の対応にあたる。また、課外活動における緊急時の連絡体制は次のとおりとなる。

### 【顧問教員の事故発生時の学生への聞き取り】

(1) 負傷者の有無(負傷者が重篤である場合「生命確保」の処置が取られているか)、負傷状態の確認

(2) 関係各所へ連絡が行われているか(以下優先順に)

① 応急手当のための連絡(救急車の要請等)

② 学務部学生支援課への連絡(休日や時間外は守衛所から総務課を通じて学生支援課へ連絡が入る)

伊都ビックオレンジ前守衛所 連絡先:092-802-2305

学務部学生支援課課外活動支援係 連絡先:092-802-5966、5967

③ ご家族への連絡

【事故対応フロー】

